

令和7年度第1回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 次第

日時：令和7年10月10日（金）午前10時～

会場：上越市市民プラザ 第1会議室

1 開会

2 挨拶

3 上越市人にやさしいまちづくり推進会議の概要

4 委員自己紹介

5 会長・副会長の選任

6 議題

(1) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況について

…資料 1-1

…資料 1-2

…資料 1-2 (No.79 補足)

(2) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）について

…資料 2

(3) 「人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査」及び「上越市に在住する外国人アンケート調査」について

…資料 3-1

…資料 3-2

7 その他

8 閉会

○上越市人にやさしいまちづくり条例

平成 11 年 3 月 24 日

条例第 1 号

改正 平成 15 年 9 月 30 日条例第 35 号

平成 19 年 9 月 30 日条例第 11 号

平成 21 年 3 月 27 日条例第 12 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 基本方針等（第 6 条—第 15 条）

第 3 章 施設等の整備（第 16 条—第 19 条）

第 4 章 推進会議（第 20 条—第 23 条）

附則

人間としての尊厳を保ちながら、自らの意思で行動し、住み慣れた地域で安心して生活することができる社会の実現は、私たちすべての市民の願いである。

こうした社会を実現するためには、男性も女性も、老いも若きも、障害のある人もない人も、ともに支え合い助け合いながら、意識上の障壁を含め、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組んでいかなければならない。

上越市は、四季折々の美しい自然に抱かれ、薫り高い文化と、こまやかな人の心を育んできた。このかけがえのない風土を礎に、私たちは、すべての人にやさしいまちづくりを進めることを固く決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市、事業者及び市民が一体となって人にやさしいまちづくりを推進することにより、高齢者、障害者等をはじめとするすべての市民の基本的人権が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人にやさしいまちづくり 高齢者、障害者等をはじめとするすべての市民が安全かつ快適に生活できるよう、あらゆる障壁のない社会環境の整備を図ることをいう。

(2) 高齢者、障害者等　高齢者、障害者、子供、妊産婦その他の者で、日常生活及び社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とするものをいう。

(3) 施設等　施設（設備を含む。以下同じ。）及び公共車両等をいう。

(4) 公共車両等　一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等をいう。

（市の責務）

第3条　市は、人にやさしいまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2　市は、人にやさしいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、市、事業者及び市民が相互に連携を図ることができるように必要な措置を講ずるものとする。

3　市は、事業者及び市民が行う人にやさしいまちづくりに関する活動を支援するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人にやさしいまちづくりに努めなければならない。

2　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、高齢者、障害者等が円滑に施設等を利用し、又はサービスの提供を受けることを妨げてはならない。

3　事業者は、市が実施する人にやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。

（市民の責務）

第5条　市民は、人にやさしいまちづくりについての理解を深め、自らそれに努めなければならない。

2　市民は、高齢者、障害者等が円滑に施設等を利用し、又はサービスの提供を受けることを妨げてはならない。

3　市民は、市が実施する人にやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。

第2章　基本方針等

（施策の策定等に係る指針）

第6条　市は、次に掲げる事項を基本として、人にやさしいまちづくりに関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

(1)　事業者及び市民が人にやさしいまちづくりについての理解を深め、積極的にこれを推進しようとする意識の高揚を図ること。

(2)　すべての市民が安全かつ快適な生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に平等に参加できるような社会環境の整備を図ること。

（推進計画の策定）

第7条 市長は、人にやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、推進計画を策定するときは、あらかじめ上越市人にやさしいまちづくり推進会議の意見を聴かなければならない。

（広報活動の充実等）

第8条 市は、人にやさしいまちづくりについて事業者及び市民が理解を深め、自発的に活動することを促進するため、人にやさしいまちづくりに関する広報活動を充実させるとともに、教育及び学習の振興に必要な施策を推進しなければならない。

（教育環境の整備）

第9条 市は、高齢者、障害者等の学習の機会の確保を図るため、高齢者、障害者等に配慮した教育環境の整備に必要な施策を推進しなければならない。

（就業の機会の確保等）

第10条 市は、高齢者、障害者等（子供を除く。以下この条において同じ。）の就業の機会が確保され、及び高齢者、障害者等に配慮した職場環境が整備されるように、事業者に対し必要な要請を行うものとする。

2 事業者は、高齢者、障害者等の就業の機会の確保及びその雇用する高齢者、障害者等に配慮した職場環境の整備に努めなければならない。

（保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供）

第11条 市は、高齢者、障害者等が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むため必要な保健・医療・福祉に関するサービスが効果的に提供されるように必要な施策を推進しなければならない。

（ボランティア活動の促進）

第12条 市は、事業者及び市民並びに特定非営利活動法人が高齢者、障害者等の福祉に関するボランティア活動を実践できるように必要な施策を推進しなければならない。

（防災上の配慮等）

第13条 市は、防災、除雪等に関し、高齢者、障害者等に配慮した情報の提供、避難のための施設等の確保等に必要な施策を推進しなければならない。

（重点推進地域の指定）

第14条 市長は、人にやさしいまちづくりを推進することが特に必要と認められる地域を期間を定めて重点推進地域として指定することができる。

2 市長は、重点推進地域を指定するときは、あらかじめ上越市人にやさしいまちづくり推進会議の意見を聴かなければならない。

(報告等)

第15条 市長は、この条例に基づいて実施した施策について、毎年、上越市人にやさしいまちづくり推進会議に報告し、及び市民に公表しなければならない。

第3章 施設等の整備

(市の施設の整備)

第16条 市は、その所有し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、及び整備を進めるように努めなければならない。

2 市は、市の施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 新潟県福祉のまちづくり条例（平成8年新潟県条例第9号）第10条の規定に基づき策定された基準

(2) 推進計画に基づき市長が策定する公共建築物ユニバーサルデザイン指針

3 市長は、市の施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、必要に応じて上越市人にやさしいまちづくり推進会議の意見を聞くものとする。

(事業者の施設の整備)

第17条 事業者は、施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、高齢者、障害者等の安全かつ快適な利用に配慮するように努めなければならない。

2 事業者は、その所有し、又は管理する施設について、災害時に高齢者、障害者等が円滑に避難できるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(住宅の整備等)

第18条 市民は、住宅の新築、増築及び改修をしようとするときは、高齢者、障害者等の安全かつ快適な生活に配慮するように努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等の安全かつ快適な生活に配慮した住宅を供給するように努めなければならない。

3 市は、高齢者、障害者等の居住環境を改善するため、必要な施策を推進しなければならない。

(公共交通機関の整備等)

第19条 公共車両等を所有し、管理し、又は運行する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等の安全かつ快適な利用が図られるように努めなければならない。

2 市は、高齢者、障害者等の安全かつ快適な交通機関の利用が図られるように必要な施策を推進しなければならない。

第4章 推進会議

(設置)

第20条 人にやさしいまちづくりの推進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、上越市人にやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、人にやさしいまちづくりの推進に關し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第21条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 高齢者、障害者等
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募に応じた市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第22条 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第23条 前3条に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第11号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第12号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○上越市人にやさしいまちづくり推進会議規則

平成 11 年 6 月 21 日

規則第 26 号

改正 平成 17 年 3 月 31 日規則第 31 号

平成 20 年 3 月 31 日規則第 30 号

平成 22 年 3 月 31 日規則第 11 号

令和 5 年 3 月 30 日規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上越市人にやさしいまちづくり条例（平成 11 年上越市条例第 1 号）に定めるもののほか、上越市人にやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 推進会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第 4 条 推進会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第 5 条 推進会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、多文化共生課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

この規則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 31 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 30 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 11 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 29 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第5次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和7年度実施計画進捗状況

■事業の進捗状況について

第5次人にやさしいまちづくり推進計画令和7年度実施計画に掲げた91事業の進捗状況については、90事業がA評価（計画どおり実施していて、すべて実施できる見込み）もしくはB評価（計画どおり実施していて、ほぼ80%以上実施できる見込み）となっており、順調に事業が進んでいる状況にある。

C評価（計画どおり実施できていない、計画を変更し実施する）の事業No.61「地域コミュニティ活動サポート事業、地域コミュニティが抱える課題などの相談」については、当初の計画を変更し、令和8年度事業に向けてのニーズ調査や内容の検討を行うこととしている。

<計画の進捗状況>

- A：計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）
- B：計画どおり実施している（ほぼ80%以上実施できる見込み）
- C：計画どおり実施できていない（計画を変更し実施する）
- D：計画どおり実施できない見込み

<各事業の進捗状況一覧>
(令和7年8月末現在)

基本方針	施策の方向	資料1-2 対応頁	事業 数	事業の進捗状況			
				A	B	C	D
1 誰もが理解し合えるまちづくり	人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	1	1			
	相談・支援体制の充実	1～3	12	12			
2 誰もが学べるまちづくり	自立・共生を目指す学校教育環境の充実	3	3	3			
	市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	4	3	2	1		
3 誰もが働くまちづくり	雇用機会の創出	5	4	4			
	職業能力や人材の育成	6	3	3			
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	健診・保健指導等の推進	7	6	6			
	地域医療体制の充実	8	3	3			
	① 高齢者福祉の推進	8～9	10	9	1		
	② 障害者福祉の推進	10～11	11	11			
	③ 子育て・療育支援の充実	12	3	3			
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	13	6	5		1	

基本方針	施策の方向	資料1-2 対応頁	事業数	事業の進捗状況			
				A	B	C	D
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	防災対策や避難支援体制の充実	14	5	5			
	自主防災活動の推進	15	1	1			
	防犯対策の充実	15	3	3			
	除雪対策の充実	16	4	4			
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	16	1	1			
	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	16	1	1			
	誰もが暮らしやすい居住環境の整備	16	4	3	1		
8 誰もが移動しやすいまちづくり	地域公共交通の利便性の向上	17	4	3	1		
	安全・安心な歩道・道路の整備	17	3	3			
合 計			91	86	4	1	

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度			担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有無計上	目標	具体的な取組				
							計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定			
誰もが互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します	誰もが互いを尊重し理解し合えるまちづくり	①人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。	①人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動を行うほか、学校や地域での学習推進を図ります。	1 人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動を行うほか、学校や地域での学習推進を図ります。	-	有	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレットや冊子、市ホームページを活用し、人にやさしいまちづくり及びユニバーサルデザインの考え方を普及啓発する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修（採用2年目悉皆）の実施（1回） ・市職員研修（採用3年目）の実施（1回） ・小中学校等におけるユニバーサルデザインに関する出前講座を実施する。 ・市民や企業に対して、普及啓発パンフレットや冊子、市ホームページを活用し、人にやさしいまちづくり及びユニバーサルデザインの考え方を普及啓発する。 <p>【実施済み】 ・教職員（採用2年目悉皆）対象ユニバーサルデザイン研修 *8月19日実施 65人受講 ・小中学校等におけるユニバーサルデザイン出前講座の実施 *5月15日 北諏訪小学校 12人受講 *9月 8日 中郷小学校 16人受講 *9月11日 八千浦中学校 24人受講 【今後の予定】 ・市職員（採用3年目）対象ユニバーサルデザイン研修 *11月実施予定 ・その他、小中学校からの要望に応じた出前講座の実施や建設事業者への周知</p>	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	多文化共生課	
		②相談・支援体制の充実	様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利行使できるよう保障するための環境を作ります。	2 様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利行使できるよう保障するための環境を作ります。	-	有	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の権利擁護の取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 ・障害者差別解消に資する周知啓発を行う。 ・障害を理由とする差別事案の情報収集を行う。 ・差別事案等の相談・情報提供がしやすい体制を整理することで、事案発生の実態把握を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催（9月30日） ・障害福祉ハンドブックに障害者差別解消法と相談窓口を掲載し、新規手帳所持者等に対し、障害者福祉制度の案内と合わせて説明を行った。 ・新規採用職員研修において、合理的配慮や市の取組について説明を行った。（5月8日） ・障害者週間に合わせて、障害者差別の解消について、広報上越に掲載するほか、市ホームページや市公式SNS、デジタルサイネージを活用した周知。 	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	福祉課
		3 障害児、障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整備します。	・福祉課すこやかなくらし支援室及び地域包括支援センターを中心とした相談支援事業の実施	3 障害児、障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整備します。	-	有	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、適切な相談支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課すこやかなくらし支援室を中心として、地域包括支援センターや地域生活支援拠点と連携しながら相談を実施。 ・地域生活支援拠点や地域包括支援センターなど関係機関と連携し、障害のある人が必要とする支援につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課すこやかなくらし支援室を中心として、地域包括支援センターや地域生活支援拠点と連携しながら相談を実施。 ・地域生活支援拠点が開催する連携会議への参加（年6回） 	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	福祉課
		4 家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・支援などを行うための相談体制を整備します。	・女性相談の実施	4 家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・支援などを行うための相談体制を整備します。	-	有	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や府内関係課と連携し、適切な支援・助言等を行うことで様々な状況の相談者が安心して生活を送れる状態にする。 ・配偶者等からの暴力被害にあっては、関係機関等と連携し、安全確保が図られる状態にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員を配置し、様々な悩みや困難な問題を抱えた相談者に対応し、関係機関と連携して、必要な支援を講じる。 *相談員 3人（うち一人は、統括的な業務を担う統括女性相談員） *相談時間 月～土曜日 9:00～17:00 (毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) *日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり（事前予約制） 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員を配置し、様々な悩みや困難な問題を抱えた相談者に対応し、関係機関と連携して、必要な支援を講じた。 *相談員 3人（うち1人は統括女性相談員） *相談時間 月～土曜日 9:00～17:00 (毎週火曜日は電話相談のみ19:00まで延長) *日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり（事前予約制） 	A:計画どおりすべて実施（100%）	多文化共生課（男女共同参画推進センター）
		5 高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。	・高齢者相談の実施	5 高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。	-	有	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の対応力の向上を図る研修会を開催し、相談に適切に対応できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員を対象に、介護予防や権利擁護などに関する研修会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員を対象に、高齢者の相談支援に必要な介護予防や権利擁護等に関する研修会を6月、10月、11月、12月に実施する。 	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	高齢者支援課
		6 外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。	・外国人相談の実施	6 外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。	-	有	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送ることができるようする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 *開設：月～金曜日 10:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 *休み：日曜日・祝日・年末年始、毎月第3水曜日 *言語：木曜日は英語、その他は中国語の相談員が対応するが、その他言語も対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設した。 *月～金曜日 10:00～17:00 *土曜日 9:00～12:00 *相談件数：137件（8月末現在） 	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	多文化共生課
		7 生活に困窮している人が抱える問題に対し、支援を行うための相談体制を整備します。	・生活困窮者相談の実施	7 生活に困窮している人が抱える問題に対し、支援を行うための相談体制を整備します。	-	有	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおいて、生活に困窮する人からの相談に対し、適切な支援・助言等を行うとともに、関係機関や府内関係課と連携し、困窮からの脱却、早期の自立を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおいて、生活に困窮する人に対し相談支援等を行う。 ・相談内容に応じ、生活保護や家計改善等必要な支援につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害・高齢・困窮と生活上の困りごとを地域包括支援センターがワンストップで受け、関係機関へつなげる事で相談先がわからないということが無いようにしている。 ・市主催による包括全体会議を月に1回行い、情報を共有する事で包括が孤立することが無いようにしている。 ・今後も今の体制を継続していく予定である。 	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	生活援護課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

資料1-2

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度			担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有無上	目標	具体的な取組				
							計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定			
8 子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。			8 子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。		- 有	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応を行うとともに、継続的な見守り支援を通して、保護者に寄り添い、子どもの虐待を未然に防ぐ。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST（じょうえつあんしんサポートチーム）が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を年1回開催するとともに、実務者会議を地域単位で定期的に開催する。また、個別ケースについて、必要に応じて検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、支援する。 ・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFMじょうえつ等で虐待に関する相談窓口の周知を行う。 ・市民向けの「子どもの虐待予防出前講座」や保育士や教職員向けの「虐待対応研修」を開催する。 ・教職員向けの虐待対応研修については、渴水対応により実施時期を変更し、年度内に開催予定。 ・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFMじょうえつで虐待に関する相談窓口の周知を行う。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施する。 ・いじめ問題対策連絡協議会等を開催する。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST（じょうえつあんしんサポートチーム）が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカー やカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回の上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議及び地域単位で3~4か月おきに実務者会議を開催した。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、個別のケースを支援した。 ・市民向けの子どもの虐待予防出前講座や保育士向けの虐待対応研修を開催した。 ・教職員向けの虐待対応研修については、渴水対応により実施時期を変更し、年度内に開催予定。 ・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFMじょうえつで虐待に関する相談窓口の周知を行う。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施予定。 ・いじめ問題対策連絡協議会等を開催し、上越市のいじめの現状について情報を共有した。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST（じょうえつあんしんサポートチーム）が関係機関と連携を図り、問題の早期対応・早期解決に努めることができた。 	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	こども家庭センター 学校教育課	
					- 有	<ul style="list-style-type: none"> ・市民相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、府内関係課との連携体制を維持する。 ・木田庁舎に来庁することが困難な市民に対し、各区総合事務所からのオンライン相談を実施する。 ・弁護士、司法書士による無料法律相談を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民相談員：1人 ・相談時間：月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談：第1週～第4週の金曜日 午後 ・司法書士相談：毎週火曜日 午後 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な相談に迅速に対応ができるよう情報収集に努めるとともに、府内関係課を始め、関係機関等との連携体制を維持した。引き続き、市民からの相談、苦情、要望等に適切に対応する。 ・弁護士、司法書士による無料法律相談を実施した。引き続き、弁護士、司法書士による無料法律相談を実施する。 ・オンライン相談については、広報上越8月号で利用の周知を図った。 	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	総務課 (市民相談センター)
					- 有	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。 ・木田庁舎に来庁することが困難な市民に対し、各区総合事務所からのオンライン相談を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員：3人 ・相談時間：月～金曜日 8:30～17:15 ・多重債務相談：市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図るとともに。若者や高齢者などへの出前講座を通じ、幅広い世代に対し消費者トラブルによる消費者被害の未然防止が図られる啓発活動を実施した。 ・引き続き、幅広い世代に対し情報提供と出前講座を行い、消費者教育を推進する。 ・オンライン相談については、広報上越8月号で利用の周知を図った。 	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	総務課 (消費生活センター)
					- 有	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民が日本語を効果的に習得できるよう学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。 *目標値：生活日本語教室開設：96回 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 ・外国人市民の集住地区に出向き、講座を開催することで、受講しやすい環境を整えるとともに、地域との交流促進につなげる。 *会場：市民プラザ、直江津学びの交流館 頸城地区公民館南川分館 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行った。 *4教室、年間各22回実施 *テーマを決めて日本語を学ぶテーマ教室 年間8回 合計96回 【実施済み】 水曜教室（10:00～11:30）12回 木曜教室（18:00～19:30）12回 土曜教室（10:00～11:30）13回 日曜教室（13:30～15:00）12回 テーマ教室 「妊娠さんのための日本語教室」2回 「入園に向けての日本語教室」1回 延べ受講者数：493人 	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

資料1-2

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度			担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有無 計上	目標	具体的な取組				
							計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定			
			12 ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組みます。	・読みやすさに配慮したUDフォントを使用したページ作成	-	有	・年代を問わず多くの市民に読まれ、より内容が伝わりやすい広報紙を作成する。	・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮した紙面づくりに取り組む。	・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮し作成した。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	広報対話課
			13 広報媒体に外国語翻訳を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。	・市ホームページの翻訳機能（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語） ・市勢要覧の翻訳資料発行（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体））	-	有	・市の広報媒体に外国語翻訳を付加することにより、外国人による市政への理解を深める。 ・広報上越等の市政情報を多言語で配信し、外国人市民が必要な情報を見ることができる環境を整える。	・市ホームページに翻訳機能（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語）を引き続き配置する。 ・市ホームページを通じた情報入手の利便性向上のため、より一層分かりやすい表記や画面構成に取り組む。 ・多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信する。	・市ホームページに翻訳機能（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語）を引き続き配置した。 ・市ホームページを通じた情報入手の利便性向上のため、より一層分かりやすい表記や画面構成に取り組んだ。 ・多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信した。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	広報対話課 多文化共生課
2 誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。	①自立・共生を目指す学校教育環境の充実	14 特別なニーズのある児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の場や内容について支援、助言を行います。	・就学アドバイザーによる園訪問により、全ての園で就学相談が必要な幼児を適切に把握し、就学相談が円滑に進むようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方策について共通理解し、受入体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員の配置などによって、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実し、安心して学校生活が送れることができるように取り組む。 ・適切な就学相談の実施や特別支援教育の充実を図る。	-	有	・就学アドバイザーによる園訪問（全園）を実施し、支援が必要な幼児が就学相談に繋がるように園に助言する。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で、校内の特別支援教育体制の構築を働きかける。 ・教育補助員などを配置し、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行う。 ・切れ目のない支援が継続できるよう、保護者に相談支援ファイルである「わたしのきろくファイル」を確実に配付している。（特別支援学級や通級指導教室に入級した児童生徒の保護者に対して、4月に1回配布、9月に1回配布した。） ・巡回相談員による相談は、全818回実施した。 ・資質向上のため、教育補助員、介護員、学校看護師向け研修会を4月と6月に実施した。	・年長児を対象とした園訪問（申し出のあった3園のみ）を実施し、支援が必要な幼児が就学相談に繋がるように園に助言した。今後は、令和7年10月～令和8年2月まで就学アドバイザーによる年中児を対象とした園訪問（全園）を行う予定である。 ・切れ目のない支援が継続できるよう、保護者に相談支援ファイルである「わたしのきろくファイル」を確実に配付している。（特別支援学級や通級指導教室に入級した児童生徒の保護者に対して、4月に1回配布、9月に1回配布した。） ・巡回相談員による相談は、全818回実施した。 ・資質向上のため、教育補助員、介護員、学校看護師向け研修会を4月と6月に実施した。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	学校教育課	
			15 家庭の経済的負担を軽減するため、児童生徒の就学にかかる費用を補助します。	・児童生徒の学用品の購入費、給食費等の援助	-	有	・経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより、経済的負担を軽減する。	・援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を徹底する。 *周知方法：全児童生徒の保護者に年3回制度案内を行う。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。	・全児童生徒の保護者に制度案内を4月に配布するとともに、2学期開始時期に保護者宛て一斉連絡メールで周知した。また、広報上越（4月号）及び市ホームページへの制度案内の掲載を行った。 ・3学期開始時期にも保護者宛て一斉連絡メールで周知予定	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	学校教育課
			16 高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。	・奨学金の貸付	-	有	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金を貸付することにより、そうした学生の修学が実現するよう取り組む。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金制度の周知を徹底するとともに、奨学生の募集を行う。 *周知及び募集回数：2回（予約募集、在学募集） *募集方法：広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して、奨学金制度の周知を徹底するとともに、奨学生の募集を行った。 *周知及び募集回数：2回（在学募集、募集期間の延長） *広報上越（3月号）及び市ホームページへ募集案内を掲載するとともに、市内外の高校、大学等、合計70施設宛に募集要項を送付した。 ・現在令和8年度の予約募集に向けて、準備を進めている（広報上越10月号、市ホームページに掲載するとともに、各施設に募集要項送付予定）。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	学校教育課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

資料1-2

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度						担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有無 計上	目標	具体的な取組			上期の実施内容及び今後の予定				
							計画 (具体的な取組内容)							
		②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	17	自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。	-	・5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来をひらく人づくり」「人をはぐくむ家庭環境づくり」「地域や社会の課題を踏まえた地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の実施	・全ての地区公民館で、各種講座を開催することにより、生涯にわたって学び続けることができるよう多様な学習活動の推進を図る。	・全ての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来をひらく人づくりに向けた事業を実施する。	・学びのきっかけづくり計78事業を予定し、46事業実施済み ・未来をひらく人づくり計64事業を予定し、41事業実施済み	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	社会教育課			
			18	視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。 ・録音図書（カセット、CD、デイジー図書）や点字図書の貸出 ・デイジー図書の作製 ・対面朗読サービス	-	・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 *目標：活字による読書が困難な人を対象とした録音図書の体験会を開催し、録音図書貸出サービスの周知を図る。 体験会の開催回数：年4回以上	・ボランティア団体と連携し、録音図書を年間50タイトル程度新規作製することで、蔵書の充実を図る。 ・体験会の開催回数を増やして録音図書貸出サービスを周知することで、利用促進を図る。	【実施済】 ・録音図書作製 23タイトル作製 ・録音図書体験会 7月19日（土）、9月6日（土）開催 【今後の予定】 ・録音図書作製 27タイトル作製 ・録音図書体験会 10月4日（土）、11月5日（水）開催	B:計画どおり実施している(ほぼ(80%以上)実施できる見込み)	社会教育課 (高田図書館)				
			19	子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。	-	・市広報等への情報提供 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・各種講習会等へのスポーツ推進委員の派遣 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援	・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・上越市スポーツ協会や上越SCネット（総合型地域スポーツクラブネットワーク）を始めとした、様々な団体と連携を図り、幅広い年代層に障害者スポーツや生涯スポーツの理解醸成と普及促進を図る。	・市内で開催する各スポーツ教室や大会を市広報・ホームページを使用して情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための会議や研修会を開催する。 ・地域のスポーツ活動を支援するため、スポーツ推進委員を派遣する。 ・上越市スポーツ協会や上越SCネット（総合型地域スポーツクラブネットワーク）、障害者団体（身体障害者連絡協議会）などが行うスポーツ活動を支援するほか、安全で快適にスポーツができる環境整備に取り組む。	・市内で開催するスポーツ教室や大会を広報上越・市ホームページ等を通じて市民へ情報提供した。 ・上越SCネット（総合型地域スポーツクラブネットワーク）の総会や会議に出席し、活動状況の情報共有を図った。 ・スポーツ教室や健康教室にスポーツ推進委員を派遣した。 ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための研修会を開催（予定）。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	スポーツ推進課 福祉課			

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

資料1-2

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度			担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有無上	目標	具体的な取組				
							計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定			
3 誰もが働きの個々の能力を生かしながら、生きがいをもつて働けるまちを目指します	(1)誰もが生きがいをもつて自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。	(1)雇用機会の創出	20 市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップの促進 ・就労促進家賃補助金の交付 ・求人・求職トータルサポート事業の実施 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業等への就労促進に向け、学生等への企業を知る機会の提供や求職者と企業をつなぐポータルサイトの運営のほか、就労初期の経済的負担の軽減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生を対象とした市内企業見学会の実施 ・就職ガイダンス等の開催 ・インターンシップ受入促進事業助成金の交付 ・就労促進家賃補助金の交付 ・「上越妙高求人求職ポータル」の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生企業見学ツアーは、5校で実施し、今後3校で実施を予定している。 ・上越公共職業安定所と関係機関の共催で、高校生応募前企業説明会を開催した。(7月9日、10日) ・インターンシップ受入促進事業助成金は、8月末時点で申請はないものの、学生の夏期休暇にあわせて受入れを行う企業が多く、今後申請を見込んでいる。 ・就労促進家賃補助金は、8月末時点で、新規で22人に交付した。 ・「上越妙高求人求職ポータル」の利用促進を図るため、広報上越や公式SNSでの発信、公共施設や駅構内のポスター掲示、YouTube広告やデジタルサイネージの活用など、周知啓発を進めている。。 	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	産業政策課	
			21 障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。		-		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した障害者合同就職面接会の開催 ・障害者雇用啓発チラシの作成・配布 ・障害者多数雇用事業者への優遇措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越公共職業安定所と連携し、9月25日に障がい者合同就職面接会の開催を予定している。 ・障害者雇用啓発チラシを作成し、商工会議所及び商工連絡協議会を通じて、各会員事業所への配布やホームページでの公開等を予定している。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置により、登録事業者の優先指名を行った。 	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	産業政策課
			22 就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。		-		<ul style="list-style-type: none"> ・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し次のことを実施する。 ①就労前支援（就労活動に係る意欲の増進等） ②訓練支援（障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等） ③実習支援（企業等における実習実施に係る調整等） ④定着支援（対象者の就労定着に向けた支援等） ⑤職場開拓（就労先企業等の開拓） 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、障害のある人の就労や職場定着に向けた相談・支援や就労先、実習先の開拓に資する取組を実施。 	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	福祉課
			23 仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。		-		<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の実施 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金の実施 ・周知チラシの配布による意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の従業員の価値観や生き方を尊重した働き方を事業者に働きかけるため、情報提供や意識啓発を行うとともに、その導入に必要な経費が生じる場合の負担軽減を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス啓発チラシの作成・配布、市ホームページへの掲載 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の交付 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金の交付 ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス認定制度に関する補助制度チラシを作成し、事業所が集まる説明会の場で配布した。(5月16日新規学卒予定者対象求人申込説明会) ・市ホームページでワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関する支援制度を紹介するとともに、広報上越11月号にワーク・ライフ・バランスに関する特集記事を掲載する予定。 ・ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む事業所を紹介するインタビュー動画を市ホームページに掲載する予定。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金及び認定費補助金は8月末時点で申請はないものの、市内企業2社が新たに国の認定を取得した。 ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナー「働く人々の健康支援セミナー～先進事例から学ぶ健康経営～」を開催(7月3日)するとともに、6月に発行した情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」にワーク・ライフ・バランス推進に関する情報を掲載した。 	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

資料1-2

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度			担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有無 計上	目標	具体的な取組				
							計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定			
②職業能力や人材の育成	24ひとり親家庭の就労及び生活の安定を図る支援を行います。	・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成 ・ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費の取決めにかかる費用などを助成	-	有	・安定した就労や生活の安定につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付費） ・養育費の取決めにかかる費用などを助成（養育費取決め支援給付金） ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	<ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子自立支援員による就労支援を実施就労相談、履歴書の書き方、ハローワークへの付き添い等を実施。 ○資格取得のための費用などを助成（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付費） 【8月末現在】 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金 3件 申請受理 ・高等職業訓練促進給付金 6件 2,225千円 ・養育費取決め支援給付金 10件 473千円 ・引き続き、各種手当や医療費助成の申請時に制度の周知を行い、必要とする人が漏れなく制度を利用できるよう支援を継続する。 	A: 計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	こども家庭センター		
25障害者の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。	・関係機関と連携した障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者資格取得支援補助金の交付	-	有	・障害のある人が就労する機会を得られるようにするため、事業者による採用機会を設けるとともに、就職する上で役立つ資格取得を行いやすくする。	・関係機関と連携した障害者合同就職面接会の開催 ・障害者資格取得支援補助金の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・上越公共職業安定所と連携し、9月25日に障がい者合同就職面接会の開催を予定している。 ・障害者資格取得支援補助金は、8月末時点で、5人に交付した。 	A: 計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	産業政策課			
26あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。	・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供	-	有	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センター講座等の開催や、センターで実施する各種啓発事業、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲出・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性が再就職しやすい環境を整えるため、再就職に向けた意識啓発や情報提供の場を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の能力発揮支援に関係する講座を開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲出、登録女性団体等への提供を行う。 ・関係機関と連携した女性のための再就職支援セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の能力発揮支援に関係する男女共同参画推進センター講座を開催するとともに、関係機関が開催する各種研修会等の情報について、男女共同参画推進センターへの掲出や登録団体等への提供を行った。 【講座】 ○主催講座 ・7月3日「働く人々の健康支援セミナー～先進事例から学ぶ健康経営～」 ・8月2日「自分らしい未来を描こう！『なぜ地方女子は東大を目指さないのか』」 ・9月27日「地域の意思決定に女性の声を～地域協議会委員と考える女性参画のカタチ～」 ・11月11日「育休復帰を控えるママパパ必見！家事手放し講座」 ・11月15日「地域社会における女性の活躍と参画～活躍する女性たちから学ぶ地域における女性参画のヒント～」 ○男女共同参画出前講座「女性活躍」8月30日 ○県主催・市共催講座：6月25日「すべての人に知ってほしい 女性の健康支援～働く女性の本音が教えてくれたこと～」 ・上越公共職業安定所と連携し、10月10日にマザーズ再就職セミナーを開催する予定。 	A: 計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	多文化共生課（男女共同参画推進センター） 産業政策課			

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度			担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有無計上	目標	具体的な取組				
							計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定			
4 誰もが健康に暮らせるまちづくりを通じて、すこやかに暮らせるまちを目指します	(1)誰もが健康な生活を送るために健診の推進や保健指導の充実を図ります。	①健診・保健指導等の推進	27 安心して妊娠・出産を迎える妊婦一般健康診査費公費負担	・妊婦一般健康診査費公費負担 ・乳幼児健康診査 ・妊婦、産婦、新生児への訪問指導 ・低出生体重児等への訪問指導 ・産婦健康診査 ・産後ケア事業	-	有	・全ての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の受診率98.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。 ・産婦健診において、産後うつ病のスクリーニングを行い、支援が必要な産婦を把握する。 ・支援を要する産婦がセルフケアできるよう産後ケア事業につなげる。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回を超えた場合は基本的な健診のみ助成)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問及び低体重児等への訪問指導を実施する。 ・産婦健康診査の実施と支援を必要とする産婦への産後ケア事業を実施する。 ・低所得妊婦に対する初回産科受診料の公費負担及び新生児聴覚検査初回検査費用の公費負担を行う。 ・母子健康手帳アプリ「母子モ」の機能拡充、子育て支援AIチャットボットサービスの運用を行う。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	こども家庭センター	
			28 乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。	・各種予防接種の実施	-	有	・乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保します。	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時の説明、電子母子健康手帳アプリ「母子モ」のお知らせ機能により、引き続き接種勧奨に努める。 ・以下個別通知(勧奨)を実施 R7.5月 HPVワクチン(定期) R7.6月 日本脳炎2期(定期) R7.7月 麻しん風しん2期(定期) 二種混合(定期) R7.9月 HPVワクチン(キャッチアップ) ・年末に再度定期接種対象者への個別通知を行い、接種率の向上を図る。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	こども家庭センター	
			29 幼児期における歯質の向上を図るため、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組みます。	・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)	-	有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・むし歯、歯肉炎の発症予防 ・3歳児のむし歯有病率を現状(R6 3.6%)より減少させる。 ・5歳児のむし歯有病率を20%以下を維持する。	・歯科健診、保健指導、ブラッシング等の健康教育を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(希望者)を実施。 ・歯と口の健康週間事業(お口の健康フェスタ)を実施し、歯の衛生に関する周知・啓発を行う。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	こども家庭センター 健康づくり推進課	
			30 乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。	・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習	-	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年100回以上)	・離乳食相談、保育園における健康学習を実施する。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	こども家庭センター	
			31 障害のある人と付き添いの家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健診検査を実施します。	・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応	-	有	・障害のある人を対象とした健(検)診を実施する。 ・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健康審査等について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の人に対応する。	・健康診査を年2回実施する。 ・健康診査受診にあたり、送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の人に対応する。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	健康づくり推進課	
			32 後期高齢者の健康増進や重症化予防等のために健康診査や各種がん検診を実施します。	・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等の各種健診は、70歳以上は無料。	-	有	・令和6年度に健(検)診を受けた人へ日時・会場を指定した個別通知や過去に健(検)診を受けた人に対する受診勧奨の通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。	・健康診査カレンダーで健診の周知 ・令和6年度に健(検)診を受けた人への日時・会場指定による個別通知の発送、過去3年に健(検)診を受診した人に受診勧奨通知により受診を促す。 ・健康診査、各種がん検診の実施	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	健康づくり推進課	

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度						担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有無計上	目標	具体的な取組			計画の進捗状況				
							計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定						
(2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。	①地域医療体制の充実	①地域医療体制の充実	33	平日夜間や休日などにおける急患患者に対して、応急的な診療を行います。	-	年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 (診療所開設日数：365日)	年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供する。	年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	地域医療推進課				
			34	中山間地やへき地における地域住民の健康を保持し、安心して生活することができるよう、診療所を開設・運営します。	-	各診療所の開設 常設診療所 7施設 出張診療所 1施設	各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数：8施設)	医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。	医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数：8施設)	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	地域医療推進課			
			35	市街地の医療機関への通院支援を行うことにより、医療不安の軽減を図ります。	-	中ノ俣地区における通院支援車の定期運行 吉川区川谷地区における地域バスの定期運行	無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行する。 (運行日数：中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行する。	無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行。 (運行日数：中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	地域医療推進課			
		①高齢者福祉の推進	36	要援護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センターの運営内容について情報を発信します。	-	訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催	高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信、情報収集を行う。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の対応力の向上を図る。	高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信、情報収集を行う。 ・地域包括支援センター職員を対象に研修会を開催する。 ・9月以降、健康とくらしの調査を実施し、調査結果から地域包括支援センターの訪問や必要な支援につなぐ。 ・地域包括支援センター職員を対象とした研修会を6月、10月、11月、12月に開催する。	年間を通じて、高齢者の相談対応し、必要なサービスや支援機関につないでいる。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	高齢者支援課			
			37	介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。	-	介護保険サービスの拡充 ・必要な介護保険給付	必要な介護保険サービスの給付 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第8期介護保険事業計画の検証を行う。	第9期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。	第9期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	高齢者支援課			
			38	すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。	-	生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。	生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施 1,344回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,471回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施(3地域自治区)	生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施570回(R7.8月末現在) ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 911回(R7.8月末現在) ・身体機能評価の実施 年1回(9月～12月に実施予定) ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施(3地域自治区)	B:計画どおり実施している(ほぼ(80%以上)実施できる見込み)	高齢者支援課			
		②一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援します。	39	一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援します。	-	高齢者への配食サービスの提供	ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。	引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。 *登録者数 464人 *配食数 34,097食	ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。 *登録者数 464人 *配食数 34,097食	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	高齢者支援課			
			40	高齢者にシニアアスポートを交付し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	-	公共施設で高齢者の施設使用料(利用料金)の減免を実施する。	公の施設の使用料を半額程度に減免することによって、家に閉じこもりがちな高齢者の外出のきっかけを作り、生きがいのある充実した生活を送る手助けをする。 ・協賛事業所の利用者を増加させるために、周知を引き続き行う。 ・協賛事業所の店舗数拡大に向けて、ホームページや広報上越で周知をし随時募集を行う。	ホームページ、広報上越で周知を行い、各種イベント等で対象施設の一覧を配布する。	シニアアスポート利用対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供了した。 ・令和8年4月発行の広報上越にシニアアスポートの制度や利用施設について、周知を行う予定。 ・利用施設の一覧をシニアスポーツ大会で参加者に配布し、周知を行った。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	高齢者支援課			

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

資料1-2

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度			担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有無計上	目標	具体的な取組			
							計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定		
			41	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。	-	・各種大会やシニア作品展等の開催	・各種大会やシニア作品展を開催し、高齢者の生きがいづくりにつなげる。	・各種大会を老人クラブ連合会などの関係機関と連携しながら開催し、より多くの交流を図る。 ・シニア作品展において、高齢者の趣味活動の成果を多くの人に見てもらうことで、創作意欲の向上や創作活動の活性化につなげる。		
			42	活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施します。	-	・シルバー人材センターへの補助金の交付	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施する。 *上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円		
			43	会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付し、活動を支援します。	-	・老人クラブへの補助金の交付	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るために、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 : 単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 8,747千円 老人クラブ連合会未加入クラブ 交付額 1,248千円 : 老人クラブ連合会への補助金 交付額 3,772千円(活動費) 交付額 200千円(事務費)		
			44	高齢者の生きがいの充実を図るために、創作活動の発表の場を提供します。	-	・市民いこいの家における展示コーナーの設置	・展示コーナーを設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。	・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知を行う。 ・広報上越及び市ホームページでの作品展示及び展示作品募集を行い、広く周知した。 ・展示会場は、市民いこいの家、福祉交流プラザ、雁木通りプラザの3箇所。		
			45	行政情報をラジオにより的確にわかりやすく発信します。	-	・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供	・コミュニティFM放送を通じて、市からのお知らせや交通事故防止に係る注意喚起等を市民へタイムリーに分かりやすく伝える。	・行政情報番組「広報Jステーション」において市からのお知らせ、市民の安全・安心につながる情報、交通事故防止に係る注意喚起や各区の市民による自身の活動紹介等を発信する。 ・行政情報番組「広報Jステーション」において市からのお知らせ、市民の安全・安心につながる情報、交通事故防止に係る注意喚起や各区の市民による自身の活動紹介等の様々な情報を発信した。		

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

資料1-2

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度			担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有無上	目標	具体的な取組			
							計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定		
②障害者福祉の推進	②障害者福祉の推進	②障害者福祉の推進	46	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。	-	・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催	・上越市障害者自立支援協議会の開催を通じて、障害福祉に関する地域課題の解決に向けた協議を行うとともに、効果的な支援策を検討する。	・上越市自立支援協議会全体会、運営会議、専門部会、当事者部会を開催し、令和6年度に行なった「現状の把握」や「課題の抽出」を踏まえるとともに、令和8年度に検討を行う次期障害関係計画を見据え、「施策の実行」や「検証」を行う。		
			47	障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活が送れるよう支援します。	-	・障害福祉サービスの給付を行い、障害のある人の生活支援を行う。	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、障害のある人の生活支援を行う。	・福祉課窓口での相談や、関係機関（相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等）と連携し、障害のある人の生活支援を行う。		
			48	心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。	-	・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	医療費の助成や手当を給付する。 ・重度心身障害者医療費助成 ・自立支援医療費（更生医療） ・自立支援医療費（育成医療） ・精神障害者入院医療費助成 ・特別障害者手当の支給 手当額…月額28,840円 ・障害児福祉手当の支給 手当額…月額15,690円 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成 助成額…1口目掛金の1/3		
			49	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。	-	・特別な配慮が必要と認められる児童の保育	・保育園等において、特別な配慮が必要な子どもに対して、保育を提供する。	医療費の助成や手当を給付。 ・重度心身障害者医療費助成 ・自立支援医療費（更生医療） ・自立支援医療費（育成医療） ・精神障害者入院医療費助成 ・特別障害者手当の支給 手当額…月額29,590円 ・障害児福祉手当の支給 手当額…月額16,100円 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成 助成額…1口目掛金の1/3 (支給月：9月、翌年4月予定)		
			50	子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもの通所による個別支援等を行い、子どもの健やかな育ちを支援します。	-	・子どもの発育、発達に関する相談に対応するとともに、発達に係る個別支援等を実施し、子どもの健やかな育ちを支援する。 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す通所による個別支援等を実施 ・地域での子どもの育ちを支援するため、保育園等への後方支援を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる一時保育を実施	・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、発達に係る個別支援等を実施する。 ・配慮が必要な子どもの育ちを支援するため、保育園等との連携を強化する。 ・事故防止を徹底しながら、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、支援が必要な児童に対し、児童発達支援サービス等を提供した。 ・センターを利用する児童が在籍する保育園等への訪問について、回数を見直し実施する。 ・園訪問事業の充実を図ることで、日常生活場面での育ちを保育園等とともに支援した。 ・事故やけがの無い一時保育を実施した。 ・一時保育の利用が減少していることを踏まえ、事業のあり方を検討する。		
			51	障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。	-	・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。		

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

資料1-2

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度			担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有計上	目標	具体的な取組				
							計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定			
			52	障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	-	・障害者手帳等所持者や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施	・市ホームページで該当施設を案内するほか、割引対象施設に割引がある旨の掲示を行うなどの方法により、周知や徹底を図る。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を50%減免する。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の負担を軽減。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	福祉課
			53	障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金等の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。	-	・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成	・手帳交付時に制度の説明を行うほか、広報上越や市ホームページへの掲載など、周知徹底を図る。	【福祉有償運送】 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施する。 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用券の交付…1人あたり 24,000円 ・燃料券の交付…1人あたり19,000円 ・燃料費助成…1人あたり19,000円 ・タクシー券と路線バス利用券の交付…1人あたりタクシー券12,000円、路線バス利用券12,000円 ※10月1日以降の申請者に係る助成額は1/2とする 【運転免許取得費の助成】 助成額：免許取得費用の2/3（10万円限度） 【自動車改造費の助成（本人運転）】 助成額：10万限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額：改造費用（60万円）を超える場合は60万円） に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】（車両2台） ふれあい号（大型バス） フレンド号（小型バス）	【福祉有償運送】 ・更新団体が無いことから協議会の開催予定なし。 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用券、タクシー券と路線バス利用券、燃料券を交付、燃料費を助成。 【運転免許取得費の助成】 ・運転免許取得費を助成。 【自動車改造費の助成（本人運転）】 ・自動車改造費（本人運転）を助成。 【介護者用自動車改造費の助成】 ・介護者用自動車改造費を助成。 【福祉バス運行業務】 福祉バス2台（大型バス1台、小型バス1台）を申請どおり運行。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	福祉課
			54	手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。	-	・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者等の育成を図る。 *手話通訳者資格の取得 1人以上	・手話通訳者（士）、要約筆記者を派遣する。 ・手話通訳者、要約筆記者養成講座を開催する。	・派遣を希望する全ての人、団体に手話通訳者又は要約筆記者を派遣。 ・手話通訳者及び要約筆記者を養成するための各種講座を開催。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	福祉課
			55	市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。	-	・アクセシビリティ方針に基づく、新規および更新ページのチェック	・ホームページを通じて、誰もが市政情報や緊急時の情報を迅速かつ的確に入手することができる状態を維持する。	・各課等が新規掲載及び更新するページについて、公開前に内容を確認し、ウェブアクセシビリティ確保の観点を含め必要な修正を指示する。	・各課等が新規掲載及び更新するページについて、公開前に内容を確認し、ウェブアクセシビリティ確保の観点を含め必要な修正を指示したほか、ホームページの信頼性を損なう古い記事の削除した。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	広報対話課
			56	市の広報紙の内容をCDに録音し、視覚に障害のある人に提供します。	-	・CDによる情報提供	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し市政情報を提供する。	・「声の広報」を希望する視覚に障害のある人に、広報上越の内容をCDに録音して市政情報を提供。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	福祉課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

資料1-2

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度			担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有計上	目標	具体的な取組			
							計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定		
		③子育て・療育支援の充実	57	保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。	・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施 ・病児・病後児保育事業の実施	拡充 有	<ul style="list-style-type: none"> ・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる体制を整え、多様な保育サービスを提供する。 0・1歳児（実利用者見込み）962人 障害児保育（実利用者見込み）352人 一時預かり（延べ利用者見込み）3,199人 午後7時までの延長保育（延べ利用者見込み）10,884人 休日保育（延べ利用者見込み）1,377人 ・ひとり親家庭の増加や多様な働き方に対応するため、公立保育園の一時預かり事業を拡充し、利用者の利便性の向上を図る。 ・ファミリーヘルプ保育園における児童の受け入れや病児・病後児保育室における送迎及び児童の受け入れに対応できる体制を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 【延べ利用者数（見込み）】 ファミリーヘルプ保育園 7,030人 病児・病後児保育室 4,187人 (うち、送迎対応利用者 6人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、0・1歳児保育、障害児保育、一時預かり保育、午後7時までの延長保育、休日保育を実施する。 ・公立保育園の一時預かり事業において、市外からの受け入れ要件を拡充し、保護者のニーズに沿った保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園における児童の受け入れや病児・病後児保育室における送迎及び児童の受け入れに対応できる体制を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供した。 ・0・1歳児（R7.8月現在）912人 ・障害児保育（R7.8月末現在）358人 ・一時預かり（R7.7月末現在）延べ763人 ・午後7時までの延長保育（R7.7月末現在）延べ2,556人 ・休日保育（R7.7月末現在）延べ441人 ○ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受け入れに対応できる体制を常に整え、適切に保育サービスを提供した。 (R7.8月末現在) ・ファミリーヘルプ保育園 延べ2,331人 ・病児・病後児保育室 延べ1,653人 (うち、送迎対応利用 延べ8人) 	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）
			58	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催する。	・こどもセンターの運営 ・子育てひろばの運営	- 有	<ul style="list-style-type: none"> ・親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。 ・楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を定期的に開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもセンターにて定期的に子育てセミナーの実施をするほか、子育てひろばで月1回イベントを開催する。 ・保健師や栄養士、相談員による子育て相談を実施する。 ・子育て支援情報や保育園の入園情報など、必要な情報を利用者へ提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもセンターにて定期的に子育てセミナーを実施し、子育てひろばで月1回イベントを開催した。 ・保健師や栄養士、相談員による子育て相談を実施した。 ・子育て支援情報や保育園の入園情報など、必要な情報を利用者へ提供した。 	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）
			59	(再掲 No.50) 子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもの通所による個別支援等を行い、子どもの健やかな育ちを支援します。	・子どもの発育、発達に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す通所による個別支援等を実施 ・地域での子どもの育ちを支援するため、保育園等への後方支援を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる一時保育を実施	- 有	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、発達に係る個別支援等を実施し、子どもの健やかな育ちを支援する。 ・配慮が必要な子どもの育ちを支援するため、保育園等との連携を強化する。 ・事故防止を徹底しながら、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、発達に係る個別支援等を実施する。 ・センターを利用する児童が在籍する保育園等への訪問について、回数を見直し実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、支援が必要な児童に対し、児童発達支援サービス等を提供した。 ・園訪問事業の充実を図ることで、日常生活場面での育ちを保育園等とともに支援した。 ・事故やけがの無い一時保育を実施した。 ・一時保育の利用が減少していることを踏まえ、事業のあり方を検討する。 	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

資料1-2

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度			担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有無計上	目標	具体的な取組			
							計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定		
5 誰もが互いに支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します	(1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進し、人と人のつながりを育む活動の充実を図ります。	①ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	60	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	-	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティア活動の普及啓発やコーディネートに取り組むほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供する。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアーパートナー（約350団体・個人）に対して配信する。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行なうほか、市民活動の場を提供した。ボランティアコーディネート成立件数：34件（R7.8月末現在） ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアーパートナー（約350団体・個人）に対して配信している。 ・NPO・ボランティアセンターにおいて、市民活動のサポートやボランティアコーディネート、情報提供を実施し、ボランティア活動や地域活動への参加を促進することで、市民主体のまちづくりへの意識向上を図ることができた。 ・来年度も今年度と同様に行っていく。		
			61	地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	-	・住民組織や町内会等が抱える身近な課題を通じて、話し合いの進め方を習得することにより、地域の課題解決を支援する。（新規実施団体：1団体以上）	・これまで行ってきた話し合いの事例を交えて事業の周知を図り、住民組織や町内会等が「身近に感じている」課題や困りごとを把握する。 ・地域が抱えている課題や困りごとの話し合いを円滑に進めたいが、その方法が分からぬため支援を希望する団体に市職員をファシリテーター役として派遣し、話し合いが円滑に進むよう支援する。 新規実施団体：1団体以上	・令和5年度、令和6年度に新規実施団体がなかった。 ・地域が抱えている課題や困りごとを解決するための話し合いを学ぶことが主目的であり、事業の趣旨が伝わりにくく、実際のニーズと乖離している可能性がある。 ・令和7年度は、当初の計画を変更し、令和8年度事業に向けてのニーズ調査や内容の検討を行うこととする。		
			62	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	-	・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう経済的負担の軽減を図るほか、提供会員数を確保するため、援助活動を実施した提供会員へ市が補助金を交付するとともに、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化し、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。	・提供会員養成講座の開催（4回/年） ・フォローアップ講習会、情報交換会、会員交流会、事業PR講座（各1回/年）		
			63	地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。	-	・訪問型サービスB（有償ボランティアによる家事支援）を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録勧奨を通じた担い手確保を図る。	・有償ボランティア養成講座を3回開催した。9月・10月・11月にも各1回開催予定。（R7.8.31現在の登録者数：8人） ・担い手フォローアップ講座を9月と10月に計2回開催予定。		
			64	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、地域における見守りの体制を構築します。	-	・高齢者見守り支援ネットワーク事業	・地域に出向き、高齢化の現状等を説明することにより、見守り活動の必要性を認識していただき、日常的な見守り活動の促進につなげる。	・出前講座等の地域での説明会を利用し、地域の高齢化の状況を提示し、見守り活動の働きかけを行った。		
			65	・認知症サポーターの養成	-	・認知症を正しく理解し、認知症の人を見守ることができるよう、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、企業や学校等の各団体に養成講座の開催を促し、子どもから高齢者まで幅広い年代の認知症サポーターを養成する。	・認知症サポーター養成講座の開催を通して、子どもから高齢者まで幅広い年代のサポーターを養成した。 ・今後も引き続き、幅広い年代のサポーターを養成していく。			

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

資料1-2

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	目標	令和7年度			担当課				
基本方針	基本目標	施策の方向				具体的な取組							
						計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定						
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します	(1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。	①防災対策や避難支援体制の充実	66	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。	・安全メールによる情報発信	- 有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報を適時的確に発信する。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を迅速かつ確実に配信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・社会情勢に対応し、メールを始めSNSなど多様な手段で情報発信を行う。	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報を適時的確に発信した。 ・令和7年7月末現在の登録件数：36,193人（安全メール18,048人、LINE連携10,827人、X（旧Twitter）7,124人、Facebook194人） ・高齢者世帯訪問時（10月）や学校・保護者へのチラシ配布により登録の周知を行う。	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	市民安全課	
			②災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	67	災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	・ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災気象情報の提供	- 有	・ハザードマップの作成・配布 災害リスクが高い地域を明確にし、市民が危険を事前に把握できるようにする。 ・防災行政無線等の整備 次期防災行政情報伝達システム整備のため、工事を進める。 ・防災行政無線等の運用 既存の防災行政無線システムを活用し、災害に迅速に対応する。 ・防災気象情報の提供 市ホームページの「防災情報リンク集」を通じ、市民の適切な避難行動を支援する。 ・各種ハザードマップの多言語化 各種ハザードマップ等の情報を計画的に更新するとともに、日本語のほか、無料の多言語対応情報発信アプリ「カタログポケット」を使用することにより4か国語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）で閲覧できるようにする。	・ハザードマップの作成・配布・周知 転入者等に配布するため、時点修正し、増刷する。 ・防災行政無線等の整備 次期システムの工事を円滑に進めるため、府内調整等を適時適切に行う。また、津波ハザードマップで示す浸水エリア等の屋外スピーカーを高性能スピーカーに更新し、避難情報などの緊急音達の向上を図る。 ・防災行政無線等の運用 既存の防災行政情報無線システムの保守点検を実施し、必要な修繕を適切に行う。また、無線放送の内容について、「やさしい日本語」の活用を図る。 ・防災気象情報の提供 外部リンクの追加やリンク先ページの更新によるアドレス変更の対応を定期的に実施し、市民が必要とする情報を提供する。 ・各種ハザードマップの多言語化 各種ハザードマップ更新の場合、日本語のほか、4か国語で閲覧できるようにする。	・津波ハザードマップ 転入者等向け配布用に増刷する。（向こう1年分） ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行っている。次期防災行政情報伝達システムへ更新するため、上越市防災行政情報伝達システム整備・機能強化等工事を進める（工期：R6～R8年度）。 ・防災情報リンク集 上越市からの災害情報収集手段の掲載や「地震・津波」情報の追加、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的に実施している。 ・各種ハザードマップの多言語化 更新した洪水ハザードマップは、日本語のほか、無料の多言語対応情報発信アプリ「カタログポケット」を使用することにより4か国語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）で閲覧が可能。	A:計画どおりすべて実施（100%）	危機管理課 多文化共生課	
			③要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	68	要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。	- 有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。 ・要支援者の避難体制確立に向け、健康福祉部局と協力して自主防災組織に対して個別避難計画に基づく訓練実施を促す。	・県計画の変更に合わせ、市地域防災計画の修正を行う。 ・防災アドバイザーの派遣や防災リーダーを対象とした要支援者セミナーの開催により、自主防災訓練の実施を促す。 ・町内会に対して災害時の避難や訓練に必要となる車いすやリヤカーなどの防災資機材購入費の補助を実施し、活動を支援する。	・県計画の修正状況について情報収集を実施しており、市の計画に反映させる。 ・防災リーダー研修による要支援者セミナーを実施した。（10箇所） ・町内会に対して災害時の避難や訓練に必要となる防災資機材購入費補助を周知し、補助金の活用を促す。	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	市民安全課	
			④要支援者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	69	要支援者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	・要支援者名簿の充実 ・個別避難計画作成、更新の支援	- 有	・町内会で作成・更新する個別避難計画に関し、地域の災害リスクや要支援者の心身の状態などを踏まえた、実効性のある支援方法の検討、更新を促す。	・市総合防災訓練等の機会を捉え、個別避難計画の更新等の支援を行う。	・民生委員や町内会長の協力を得て、避難行動要支援者名簿の更新作業を実施した。 ・防災危機管理部局と協力し、町内会長等を対象とした研修会やワークショップなどで、要支援者への支援方法を説明した。 ・社協と連携し、個別避難計画の作成支援事業を実施した。	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	生活援護課	
			⑤災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。	70	災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。	・ヘルプカードの活用	- 有	・障害のある人等が、災害時のみならず、平常時においても必要な支援を求めやすい環境を整える。	・障害のある人等で希望する人へヘルプカードを作成、配布する。 ・ヘルプカードの意義を広く周知するため、各種媒体を活用した広報を行う。	・障害のある人等で、希望する人にヘルプカードを作成し、配布。 ・健常者にもヘルプカードの意義を理解してもらうため、ヘルプマークとあわせて、市のホームページや市公式SNS、デジタルサイネージを活用して広く周知。	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	福祉課	

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

資料1-2

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度			担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有無 計上	目標	具体的な取組				
							計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定			
(2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	②自主防災活動の推進	71	災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。	・防災アドバイザーの派遣 ・防災士や防災リーダーの養成	-	有	・地域の防災リーダーとなる防災士を養成するとともに、町内会長や防災士に対する研修の実施や自主防災組織に防災アドバイザーを派遣するなど地域における防災活動の支援を行い、地域防災力の向上を図る。	・防災士養成講座の実施 ・市内の指定避難所において、避難所運営訓練を実施する。 ・要支援者セミナーの開催により、訓練実施を促す。 ・活動停滞組織及び要支援者訓練計画組織に対し、防災アドバイザーを派遣する。 ・防災リーダー研修の実施(市内10箇所) ・防災活動への若い世代や女性の参画を図るため、防災士資格取得に必要な教本代と受験料を補助する。	・防災士養成講座の開催（申込者数71人）する。 ・防災活動へ若い世代や女性の参画を図るため、防災士資格取得に必要な教本代と受験料を補助する。 ・市内の指定避難所において、避難所運営研修を実施中（27箇所） ・防災リーダー研修を実施した。（10箇所） ・防災活動を支援するため、防災アドバイザーを地域に派遣する。	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	市民安全課
		72	「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。	・防犯意識の向上に向けた広報啓発 ・防犯座談会の開催 ・防犯情報の提供	-	有	・一人ひとりの防犯意識の向上に向け、情報提供や啓発活動を実施する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を実施する。	・警察、各団体と連携し、年金支給日等にあわせて、特殊詐欺防止チラシを配布し注意喚起する。 ・依頼に応じ防犯教室や出前講座を実施する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員による高齢者世帯訪問を通年で実施する。	・防犯意識を向上させるため、偶数月の年金支給日及び防犯週間において、特殊詐欺防止に関する啓発活動や敬老会等への出前講座を実施している。 ・特殊詐欺被害防止のため、警察と協力し定期に情報共有会議を行うほか、関係課とも連携し、民生委員・児童委員への注意喚起の協力依頼や、高齢者が集まる機会で啓発チラシを配布するなど積極的な注意啓発活動を実施している。 ・地域安全支援員、安全教育指導員による高齢者世帯訪問を実施する。	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	市民安全課
		73	地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援します。	・自主防犯活動の推進 ・人材の育成	-	有	・地域一体となった見守り活動の重要性を周知するため広報媒体を通じて防犯活動の啓発強化を図る。 ・防犯の日、防犯週間期間中の活動参加を増加させる。 ・110ぼん協力車参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員の指導力の向上を図る。	・地域の防犯活動に多くの市民から参加してもらうため、地域ぐるみの防犯活動の重要性を周知する。 ・110ぼん協力車によるながらパトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯教室を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施する。	・防犯の日（7/12）、防犯週間（7/5～7/13）にあわせた取組依頼を行った。（市内の小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園、防犯協会、町内会、商工会） ・防犯の日、防犯週間に合わせた取組と110ぼん協力車の登録を呼びかけたほか、市役所前、朝市にて、警察と協力し特殊詐欺防止の啓発運動を実施するなど、防犯活動を実施した。 ・地域安全支援員対象の研修会を10月・12月に実施する。	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	市民安全課
		74	ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。	・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・住宅等の防犯対策の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進	-	有	・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対策を講じることで安全安心が確保されている状態にする。	・各保育園・幼稚園、小学校で防犯教室を実施する。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対応を検討する。	・地域安全支援員、安全教育指導員が保育園や小学校等に出向き、年代に応じた内容で防犯教室を実施している。 ・派遣要請のなかった保育園等に対しては、実施内容について調査し、防犯教育が行われていることを確認する。 ・小中学校における通学路点検箇所については、関係機関と共に要望内容を確認し対応を検討している。	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	市民安全課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度						担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有無計上	目標	具体的な取組			計画の進捗状況		
							計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定				
7 誰もが快適に暮らせるまちづくりにおいて、誰もが利用しやすく、住みやすく、安全に生活できるまちを目指します	(3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。	①除雪対策の充実	75	要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。	-	・除雪費の一部助成	・要援護世帯除雪費助成事業の対象となる全ての世帯が助成を受け、除排雪できている状態とする	民生委員・児童委員の意見を踏まえて対象者を決定し、限度額内において除排雪に要した費用の一部を助成する。	・助成申請約8,000件に対し、冬期間における除雪費の助成を行う。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	生活援護課	
			76	通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童・生徒の安全確保を図ります。	-	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進。 ・幅員が狭く、除雪機械が入れない歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進。 ・幅員が狭く、除雪機械が入れない歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める。	・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪の可不可について、除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R7年度の冬期道路交通確保除雪計画に登載し除雪を行う。	・通学路の変更や追加があった歩道について、除雪事業者と現地確認を実施し、除雪が可能な路線をR7年度の冬期道路交通確保除雪計画に登載する予定。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	道路課(雪対策室)	
			77	中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。	-	・集落内の主要生活道路の除雪、高齢者世帯等の除雪支援及び公共施設等の除雪を集落に委託	・9地区13集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託する。 ・新潟県に対して本事業の継続と活動主体や事業実施対象地域の要件の緩和について引き続き要望していく。	・9地区13集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託する。 ・新潟県に対して本事業の継続と活動主体や事業実施対象地域の要件の緩和について要望を行う。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	地域政策課		
			78	中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。	-	・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援	・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。	・実施団体への聞き取りによりニーズを把握し、必要に応じて補助金を交付する。 *地域支え合い体制づくり事業補助金 1地区×5万円	・実施団体への聞き取りによりニーズを把握し、必要に応じて補助金を交付する。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	地域政策課	
7 誰もが快適に暮らせるまちづくりにおいて、誰もが利用しやすく、住みやすく、安全に生活できるまちを目指します	(1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。	①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	79	市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく施設整備(学校施設、公民館、体育施設、観光施設等)・わかりやすい誘導・案内看板等の設置	-	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく施設整備(学校施設、公民館、体育施設、観光施設等) ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 *適合率100%を目指す(構造上やむを得ない場合等を除く)	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実に行う。 ・各課の修繕見込みから内容お確認し、指針適合に結び付ける。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や整備実施前に事前協議を確実に行い、整備を推進した。 ・これまでの事前協議における状況 *協議件数: 38件 *適合率: 100%	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	多文化共生課	
			80	民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づく協議や指導、助言を行います。	-	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議や指導、助言を行います。	・民間の公共的施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を行う。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を行った。 *申請10件中2件適合(適合率20.0%)	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	多文化共生課		
			81	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。	-	・補助金の交付	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は5件/月×12=60件/年(介護保険の住宅改修を含む件数)を目標とする。	・改修工事実施前、実施後の訪問件数: 60件	B:計画どおり実施している(ほぼ(80%以上)実施できる見込み)	高齢者支援課	
			82	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。	-	・補助金の交付	・障害のある人が住環境を整備し、自立した生活を営めるよう、手帳交付時の説明により引き続き周知の徹底を図る。また、必要以上に申請者を待たせることがないよう、手続きを速やかに行う。	・補助金を交付する。 補助額: 50万円(日常生活用具給付事業の居宅生活動作補助用具給付対象者は30万円)に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 3/4 その他の世帯 1/2	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	福祉課	
			83	空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。	-	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 *助言・指導通知 3回 *適正管理依頼 1回+随時	・市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 *助言・指導通知 3回 *適正管理依頼 隨時	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	建築住宅課	
			84	雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に対し支援します。	-	・補助金の交付	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・県の空き家利活用支援事業補助金を活用し、県外転入者及び子育て世帯を対象としたインセンティブとして補助金加算額を設ける(最大650千円) *補助率: 1/2 補助限度額: 650千円 *加算額: 最大650千円(補助額と同額まで)	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助した。 *申請件数 4件 2,375千円 (うち補助金交付済 1件 425千円) ・地域指定を受けている地域に対し回覧板にて制度及び補助金受付延長の周知を行った。(R7.7回覧) ・雁木を有する地域指定を受けっていない地域の町内会長に対して、地域指定に向けて制度の周知を行った。 ・今後も引き続き予算の範囲内で申請の受付を行う。	A:計画どおり実施している(すべて実施できる見込み)	文化振興課	

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R7.8月末現在)

資料1-2

第5次人まち計画での位置付け			事業内容	事業計画	令和7年度			担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向			方取向組性の 予算有無 計上	目標	具体的な取組				
							計画 (具体的な取組内容)	上期の実施内容及び今後の予定			
8 誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します	(1)誰もが安心して移動できるよう地域公共交通の維持・確保に取り組みます。	①地域公共交通の利便性の向上	85 地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保します。	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編	-	有	・第2次総合公共交通計画（後期再編計画）（令和6年度から令和9年度）に基づくバス路線等の再編を通じ、公共交通により市民の日常生活の移動手段を確保するとともに、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る。	・後期再編計画に基づくバス路線等の再編と利用促進策の実施 板倉区において予約型コミュニティバスを導入する（令和7年4月実証運行、令和7年10月本運行（予定）） ほか、名立区における予約型コミュニティバスの導入について検討を進める（令和8年4月実証運行（案））。 中郷区において乗合タクシーから住民の互助による輸送に転換（令和7年4月実施） ・毎年の利用状況を踏まえたバス路線の評価・検証と、評価結果に関する地域住民等との情報共有及び異なる再編検討の実施	・板倉区予約型コミュニティバスの実証運行を実施（4/1から。9/29に本運行に移行） ・名立区における予約型コミュニティバス導入について検討を実施 ・中郷区において乗合タクシーから住民の互助による輸送に転換（4/1から） ・前年度の利用実績を踏まえたバス路線の評価・検証を行い、地区公共交通懇話会の開催や総合事務所だよりでの周知により地域住民との情報共有を実施したほか、今後の再編に向けて検討を実施	B:計画どおり実施している（ほぼ（80%以上）実施できる見込み）	交通政策課
			86 運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組みます。	・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保	-	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 ・互助による輸送を行う団体に対する負担金の交付 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 バス運行対策費補助金 住民主導型コミュニティ交通事業負担金	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 *えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 109,239千円 *北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 17,469千円 *バス運行対策費補助金 456,280千円 *住民主導型コミュニティ交通事業負担金 11,990千円	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	交通政策課
			87 分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。	・分かりやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスクーションシステムに補助金を交付し、バスの利用環境を向上させる。	-	有	・時刻表や啓発資料について、法定協議会や利用者の意見を踏まえて見直し、継続的な利用促進を図る。	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成・配布 ・バス事業者に対し、バスの位置情報が把握できるバスクーションシステム運用に係る経費を支援	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成・配布。 ・佐渡汽船連絡バスにおける、バス停看板やバス車内音声案内の多言語表記。 ・バス事業者に対し、バスの位置情報が把握できるバスクーションシステム運用に係る経費を支援。	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	交通政策課
			88 運行の安全性・快適性の向上に取り組みます。	・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進	-	無	・福祉タクシーの導入促進に取り組み、障害者等の交通弱者の移動手段を確保する。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に県から通知される補助制度等の案内について、メールを活用し情報提供する。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に補助制度等の情報を発信。	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	福祉課
	(2)誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路の整備	①安全・安心な歩道・道路の整備	89 誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。	・歩道・道路整備の推進	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。	【歩道築造】 設計委託等（4路線） 【道路築造】 L=0.3km (10路線)	【歩道築造】 設計委託等、工事L=0.1km (4路線) 【道路築造】 工事L=0.3km (10路線)	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	道路課
			90 歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るために、集落間通学路に防犯灯を整備します。	・防犯灯整備	-	有	・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯が設置されている状態にする。	・市が管理する防犯灯の適正な維持管理	・不点灯となっている防犯灯の修繕を随時行い、市が管理する防犯灯の適正な維持管理を実施している。	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	市民安全課
			91 交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。	・カーブミラーの整備	-	有	・必要な箇所にカーブミラーが設置されている状態にする。	・必要な箇所へのカーブミラーの設置 ・市が管理するカーブミラーの適正管理	・「カーブミラーの要否判定の指針」に基づき、必要な箇所にカーブミラーを設置した。（新設5基） ・今年度中に、さらに2基新設予定。 ・市が管理するカーブミラーに不具合があった際は速やかに修繕するなど適正に維持管理している。	A:計画どおり実施している（すべて実施できる見込み）	市民安全課

令和7年度 公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく主な施設整備

R7.8月末現在

No.	施設名	整備名称	整備内容	公共建築物ユニバーサルデザイン指針に該当する主な指針項目
1	北諏訪小学校	玄関スロープ設置工事	玄関の階段にスロープを設置	6-2-3 (3) 移動空間 施設内 スロープ
2	市営安江住宅1~3棟、集会場	照明器具LED化工事	施設照明のLED化	6-1 (6) 全体共通 光環境
3	市営南本町住宅4~6棟	照明器具LED化工事	施設照明のLED化	6-1 (6) 全体共通 光環境
4	三和コミュニティプラザ	給水配管等更新工事	和式便器を洋式化するとともに、小便器の水栓器具を個別感知フラッシュ弁方式に変更	6-3 (1) 個別空間 トイレ
5	地域医療センター病院	歯科口腔外科新設に伴う改修工事	歯科口腔外科を上越地域医療センター病院で受け入れるための改修工事	6-1-(1) 全体共通 路面・床 (3) 全体共通 手すり (4) 全体興津 扉・出入口 (6) 全体共通 光環境 6-2-3 (3) 移動空間 施設内 スロープ 6-3 (3) 個別空間 窓口 6-4 (1) 情報・案内 案内表示
6	南本町小学校	駐車場築造工事	駐車場の新設及び看板の設置	6-2 (2) 移動空間 施設敷地内 駐車場 7-1 (2) 雪対策 駐車場・屋外通路
7	うみてらす名立	大型看板修繕工事	国道8号線沿いの大型案内看板の修繕	6-4 (1) 情報・案内 案内標示
8	教育プラザ	駐車場区画線設置修繕工事	経年劣化等による区画線の引き直し	6-2 (2) 移動空間 施設敷地内 駐車場 7-1 (2) 雪対策 駐車場・屋外通路
9	板倉コミュニティプラザ	LED化工事	施設照明のLED化	6-1 (6) 全体共通 光環境
10	汚泥リサイクルパーク	LED化工事	施設照明のLED化	6-1 (6) 全体共通 光環境
11	菖蒲農村環境改善センター	手すり設置工事	1階廊下に手すりを設置	6-1 (3) 全体共通 手すり
12	ユートピアくびき希望館	女子トイレ洋式化修繕	和式トイレの洋式化	6-3 (1) 個別空間 トイレ
13	高田図書館	エレベーター更新工事	耐用年数の経過による設備の更新	6-2-4 (3) 移動空間 昇降スペース エレベーター
14	ほくほく大島駅	待合所照明器具LED化及び人感センサー設置工事	施設照明のLED化	6-1 (6) 全体共通 光環境
15	中郷小学校	トイレ洋式化工事	和式トイレの洋式化	6-3 (1) 個別空間 トイレ
16	和田地区多目的研修センター	女子トイレ洋式化修繕	和式トイレの洋式化	6-3 (1) 個別空間 トイレ
17	町家交流館高田小町	LED化修繕	施設照明のLED化	6-1 (6) 全体共通 光環境
18	宝田小学校	トイレ洋式化工事	和式トイレの洋式化	6-3 (1) 個別空間 トイレ

令和7年度 公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく主な施設整備

R7.8月末現在

No.	施設名	整備名称	整備内容	公共建築物ユニバーサルデザイン指針に該当する主な指針項目
19	大島生活改善センター	照明器具LED化工事	施設照明のLED化	6-1 (6) 全体共通 光環境
20	市営安江住宅	1棟南側駐車場照明及び東側公園照明修繕	施設照明のLED化	6-1 (6) 全体共通 光環境
21	うらがわら駅待合所	待合所照明LED化取替工事	施設照明のLED化	6-1 (6) 全体共通 光環境
22	春日城跡ものがたり館	トイレ修繕工事	老朽化に伴う建具の取替と和式トイレの洋式化	6-3 (1) 個別空間 トイレ
23	ろばた館	厨房等改修工事	厨房の内装改修、機会設備の増強工事	6-1 (1) 全体共通 路面・床
24	歴史博物館	照明LED化工事	施設照明のLED化	6-1 (6) 全体共通 光環境
25	市民プラザ	照明LED化工事	施設照明のLED化	6-1 (6) 全体共通 光環境
26	上越妙高駅	東口ロータリー駐車場案内表示張替修繕	駐車場利用案内の英語表記の追記	6-4 (1) 情報・案内 案内標示
27	地域医療センター病院	職員駐車場整備工事	職員用駐車場の増設工事	6-2 (2) 移動空間 施設敷地内 駐車場 7-1 (2) 雪対策 駐車場・屋外通路
28	上越文化会館	ホール男子トイレ改修工事	和式トイレの洋式化	6-3 (1) 個別空間 トイレ
29	上越文化会館	多機能トイレ改修工事	多機能トイレのオストメイト対応	6-3 (1) 個別空間 トイレ
30	虫川大杉駅待合所	待合所照明LED化取替工事	施設照明のLED化	6-1 (6) 全体共通 光環境
31	柿崎コミュニティプラザ	障害者等用駐車場標識設置工事	障害者等用駐車場の看板設置工事	6-2 (2) 移動空間 施設敷地内 駐車場
32	吉川ゆったりの郷	トイレ洋式化修繕	和式トイレの洋式化	6-3 (1) 個別空間 トイレ
33	浦川原小学校	照明改修工事	施設照明のLED化	6-1 (6) 全体共通 光環境
34	上越文化会館	大ホール照明設備LED化及び調光卓更新工事	施設照明のLED化	6-1 (6) 全体共通 光環境
35	大潟コミュニティプラザ	地下B階段側スチール扉修繕	錆びついている扉の取替修繕	6-5 (3) 避難 避難経路
36	教育プラザ研修棟	研修棟LED化工事	施設照明のLED化	6-1 (6) 全体共通 光環境
37	道の駅よしかわ杜氏の郷	乳製品加工施設改修工事	休止している乳製品加工施設の改修工事	6-1 (1) 全体共通 路面・床 (4) 全体共通 扉・出入口 6-3 (1) 移動空間 施設内 玄関
38	北諏訪小学校	エレベーター・多目的トイレ増築工事	エレベーター、多目的トイレの増築工事	6-2-4 (3) 移動空間 昇降スペース エレベーター 6-3 (1) 個別空間 トイレ

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）			担当課
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計上	目標	計画 (具体的な取組内容)	
1 誰もが互いを尊重し理解し合えるまちづくりを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します。	(1)人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。	①人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動を行うほか、学校や地域での学習推進を図ります。	・市職員研修 ・教員研修 ・普及啓発パンフレット、冊子配布	- 有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務を取り入れたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレットや冊子、市ホームページを活用し、人にやさしいまちづくり及びユニバーサルデザインの考え方を普及啓発する。	・教職員研修（採用2年目悉皆）の実施（1回） ・市職員研修（採用3年目）の実施（1回） ・小中学校等におけるユニバーサルデザインに関する出前講座の実施。 ・市民や企業に対して、普及啓発パンフレットや冊子、市ホームページを活用し、人にやさしいまちづくり及びユニバーサルデザインの考え方を普及啓発する。	多文化共生課
		②相談・支援体制の充実	2	様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利行使できるよう保障するための環境を作ります。	・障害のある人の権利擁護の取組を推進	- 有	・障害者差別解消法の趣旨を市民、事業者、支援者等に周知することで、障害を理由とした差別の解消や障害のある人への合理的配慮が提供されるよう、環境づくりを推進する。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 ・障害者差別解消に資する周知啓発を行う。 ・障害を理由とする差別事案について、相談支援事業所等から情報収集を行う。	福祉課
			3	障害児、障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整備します。	・福祉課すこやかなくらし支援室及び地域包括支援センターを中心とした相談支援事業の実施	- 有	・身近な地域に相談窓口を設置し、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談支援体制の充実を図る。	・福祉課すこやかなくらし支援室及び地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて相談支援を行う。 ・地域生活支援拠点や地域包括支援センターなど関係機関と連携し、障害のある人が必要とする支援につなげる。	福祉課
			4	家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・支援などを行うための相談体制を整備します。	・女性相談の実施	- 有	・関係機関や府内関係課と連携し、適切な支援・助言等を行うことで様々な状況の相談者が安心して生活を送れる状態にする。 ・配偶者等からの暴力被害にあっては、関係機関等と連携し、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや困難な問題を抱えた相談者に対応し、関係機関と連携して、必要な支援を講じる。 *相談員 3人（うち一人は、統括的な業務を担う統括女性相談員） *相談時間 月～土曜日 9:00～17:00 (毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) *日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり（事前予約制）	多文化共生課（男女共同参画推進センター）
			5	高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。	・高齢者相談の実施	- 有	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の対応力の向上を図る研修会を開催し、相談に適切に対応できるようにする。	・地域包括支援センター職員を対象に、介護予防や権利擁護などに関する研修会を開催する。	高齢者支援課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）			担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計無上	目標	計画 (具体的な取組内容)		
			6	外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。	・外国人相談の実施	-	有	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送ることができるようする。	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 *開設：月～金曜日 10:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 *休み：日曜日・祝日・年末年始、毎月第3水曜日 *言語：木曜日は英語、その他は中国語の相談員が対応するが、その他言語も対応可能	多文化共生課
			7	生活に困窮している人が抱える問題に対し、支援を行うための相談体制を整備します。	・生活困窮者相談の実施	-	有	・地域包括支援センターにおいて、生活に困窮する人からの相談に対し、適切な支援・助言等を行うとともに、関係機関や府内関係課と連携し、困窮からの脱却、早期の自立を支援する。	・地域包括支援センターにおいて、生活に困窮する人に対し相談支援等を行う。 ・相談内容に応じ、生活保護や家計改善等必要な支援につなげる。	生活援護課
			8	子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。	・子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・対応（訪問や相談、研修会や会議等の開催、育児等のアドバイス、情報交換や交流） ・要保護児童対策地域協議会の運営 ・いじめ問題対策連絡協議会等の運営	-	有	・児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応を行うとともに、継続的な見守り支援を通して、保護者に寄り添い、子どもの虐待を未然に防ぐ。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST（じょうえつあんしんサポートチーム）が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。	・上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を年1回開催するとともに、実務者会議を地域単位で定期的に開催する。また、個別ケースについて、必要に応じて検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、支援する。 ・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFMじょうえつ等で虐待に関する相談窓口の周知を行う。 ・市民向けの「子どもの虐待予防出前講座」や保育士や教職員向けの「虐待対応研修」を開催する。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立小中学校の授業に取り入れて実施する。 ・いじめ問題対策連絡協議会等を開催する。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST（じょうえつあんしんサポートチーム）が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。	こども家庭センター 学校教育課
			9	悩み事や不安の解消に向け、適切な対応窓口や相談先の紹介、法律相談の案内等を行います。	・市民相談の実施	-	有	・市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、府内関係課との連携体制を維持する。 ・木田庁舎に来庁することが困難な市民に対し、各区総合事務所からのオンライン相談を実施する。 ・弁護士、司法書士による無料法律相談の実施する。	・市民相談員：1人 ・相談時間：月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談：第1週～第4週の金曜日 午後 ・司法書士相談：毎週火曜日 午後	総務課 (市民相談センター)

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）			担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計上	目標	計画 (具体的な取組内容)		
			10	消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け付けます。	・消費生活相談の実施	-	有	<ul style="list-style-type: none"> 的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。 木田庁舎に来庁することが困難な市民に対し、各区総合事務所からのオンライン相談を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員：3人 相談時間：月～金曜日 8:30～17:15 多重債務相談：市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施 	総務課 (消費生活センター)
			11	外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。	・日本語教室の開催	-	有	<ul style="list-style-type: none"> 外国人市民が日本語を効果的に習得できるよう学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。 *目標値：生活日本語教室開設：96回 	<ul style="list-style-type: none"> 上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 外国人市民の集住地区に出向き、講座を開催することで、受講しやすい環境を整えるとともに、地域との交流促進につなげる。 *会場：市民プラザ、直江津学びの交流館 頸城地区公民館南川分館 	多文化共生課
			12	ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組みます。	・読みやすさに配慮したUDフォントを使用したページ作成	-	有	・年代を問わず多くの市民に読まれ、より内容が伝わりやすい広報紙を作成する。	・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮した紙面づくりに取り組む。	広報対話課
			13	広報媒体に外国語翻訳を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページの翻訳機能（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語） 市勢要覧の翻訳資料発行（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）） 	-	有	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報媒体に外国語翻訳を付加することにより、外国人による市政への理解を深める。 広報上越等の市政情報を多言語で配信し、外国人市民が必要な情報を見ることができる環境を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページに翻訳機能（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語）を引き続き配置する。 市ホームページを通じた情報入手の利便性向上のため、より一層分かりやすい表記や画面構成に取り組む。 多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信する。 	広報対話課 多文化共生課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）			担当課
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計上	目標	計画 (具体的な取組内容)	
2 誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。	①自立・共生を目指す学校教育環境の充実	14	特別なニーズのある児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の場や内容について支援、助言を行います。	・就学アドバイザーによる年中児訪問（全園） ・巡回相談員による学校訪問 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援	- 有	・就学アドバイザーによる園訪問により、全ての園で就学相談が必要な幼児を適切に把握し、就学相談が円滑に進むようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方策について共通理解し、受入体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員の配置などによって、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実し、安心して学校生活が送れることができるように取り組む。 ・適切な就学相談の実施や特別支援教育の充実を図る。	・就学アドバイザーによる園訪問（全園）を実施し、支援が必要な幼児が就学相談に繋がるように園に助言する。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で、校内の特別支援教育体制の構築を働きかける。 ・教育補助員などを配置し、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行う。 ・切れ目のない支援が継続できるよう、保護者に相談支援ファイルである「わたしのきろくファイル」を確実に配付する。	学校教育課
			15	家庭の経済的負担を軽減するため、児童生徒の就学にかかる費用を補助します。	・児童生徒の学用品の購入費、給食費等の援助	- 有	・経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより、経済的負担を軽減する。	・援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を徹底する。 *周知方法：全児童生徒の保護者に年3回制度案内を行なう。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。	学校教育課
			16	高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。	・奨学金の貸付	- 有	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金を貸付することにより、そうした学生の修学が実現するよう取り組む。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金制度の周知を徹底するとともに、奨学生の募集を行なう。 *周知及び募集回数：2回（予約募集、在学募集） *募集方法：広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	学校教育課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）			担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計上	目標	計画 (具体的な取組内容)		
		②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	17	自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。	・5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来をひらく人づくり」「人をはぐくむ家庭環境づくり」「地域や社会の課題を踏まえた地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の実施	-	有	・全ての地区公民館で、各種講座を開催することにより、生涯にわたって学び続けることができるよう多様な学習活動の推進を図る。	・全ての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来をひらく人づくりに向けた事業を実施する。	社会教育課
			18	視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。	・録音図書（カセット、CD、デイジー図書）や点字図書の貸出 ・デイジー図書の作製 ・対面朗読サービスの実施	-	有	・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 ＊目標：活字による読書が困難な人を対象とした録音図書の体験会を開催し、録音図書貸出サービスの周知を図る。 体験会の開催回数：年4回以上	・ボランティア団体と連携し、録音図書を年間50タイトル程度新規作製することで、蔵書の充実を図る。 ・体験会の開催回数を増やして録音図書貸出サービスを周知することで、利用促進を図る。	社会教育課 (高田図書館)
			19	子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。	・市広報等への情報提供 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・各種講習会等へのスポーツ推進委員の派遣 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援	-	有	・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・上越市スポーツ協会や上越SCネット（総合型地域スポーツクラブネットワーク）を始めとした、様々な団体と連携を図り、幅広い年代層に障害者スポーツや生涯スポーツの理解醸成と普及促進を図る。	・市内で開催する各スポーツ教室や大会を市広報・ホームページを使用して情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための会議や研修会を開催する。 ・地域のスポーツ活動を支援するため、スポーツ推進委員を派遣する。 ・上越市スポーツ協会や上越SCネット（総合型地域スポーツクラブネットワーク）、障害者団体（身体障害者連絡協議会）などが行うスポーツ活動を支援するほか、安全で快適にスポーツができる環境整備に取り組む。	スポーツ推進課 福祉課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）			担当課
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計上	目標	計画 (具体的な取組内容)	
3 誰もが働けるまちづくり	誰もが個々の能力を生かしながら、生きがいをもつて働くまちを目指します	(1)誰もが生きがいをもつて自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。	①雇用機会の創出	20 市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップの促進 ・求人・求職トータルサポート事業の実施	- 有	・学生等への企業を知る機会の提供や求職者と企業をつなぐポータルサイトの運営のほか、インターンシップ受入企業への支援等を通じて、市内企業等への就労促進を図る。	・高校生を対象とした市内企業見学会を実施する。 ・関係機関と連携した就職ガイダンス等を開催する。 ・インターンシップ受入促進事業助成金を交付する。 ・「上越妙高求人求職ポータル」のさらなる利用促進を図る。	産業政策課
			②障害者の雇用環境向上	21 障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。	・関係機関と連携した障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施	- 有	・障害のある人の雇用環境の向上を図るため、事業者への意識啓発や障害のある人を対象とした採用機会を設ける。	・関係機関と連携した障害者合同就職面接会を開催する。 ・障害者雇用啓発チラシを作成し、市内事業所へ配布する。 ・障害者多数雇用事業者への優遇措置を実施する。	産業政策課
			③就労支援	22 就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。	・就業・生活支援センターにおける相談支援 ・ジョブサポーターを設置しての就労支援	- 有	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着を促進する。 ・就労前の支援にあっては、在宅で生活している障害のある人から就労意欲を持つてもらうため、継続してきめ細かな連絡や訪問を行い、実習支援や就労につなげる。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置することを実施する。 ①就労前支援（就労活動に係る意欲の増進等） ②訓練支援（障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等） ③実習支援（企業等における実習実施に係る調整等） ④定着支援（対象者の就労定着に向けた支援等） ⑤職場開拓（就労先企業等の開拓）	福祉課
			④仕事と家庭生活の調和	23 仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の実施 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金の実施 ・周知チラシの配布による意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーの開催	- 有	・個々の従業員の価値観や生き方を尊重した働き方を事業者に働きかけるため、情報提供や意識啓発を行うとともに、その導入に必要な経費が生じる場合の負担軽減を行う。	・ワーク・ライフ・バランス啓発チラシを作成し、市内事業所へ配布するとともに、市ホームページへ掲載する。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金を交付する。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金を交付する。 ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催する。	産業政策課 多文化共生課 (男女共同参画推進センター)

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）				担当課
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計上	目標	計画 (具体的な取組内容)		
		②職業能力や人材の育成	24	ひとり親家庭の就労及び生活の安定を図る支援を行います。	・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成 ・ひとり親家庭の生活の安定を図るために、養育費の取決めにかかる費用などを助成	-	有	・安定した就労や生活の安定につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付費） ・養育費の取決めにかかる費用などを助成（養育費取決め支援給付金） ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	こども家庭センター
			25	障害者の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。	・関係機関と連携した障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者資格取得支援補助金の交付	-	有	・障害のある人が就労する機会を得られるようするため、事業者による採用機会を設けるとともに、就職する上で役立つ資格取得を行いやくする。	・関係機関と連携した障害者合同就職面接会を開催する。 ・障害者資格取得支援補助金を交付する。	産業政策課
			26	あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。	・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供	-	有	・男女共同参画推進センター講座等の開催や、センターで実施する各種啓発事業、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲出・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性が再就職しやすい環境を整えるため、再就職に向けた意識啓発や情報提供の場を設ける。	・女性の能力発揮支援に関する講座を開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報について、男女共同参画推進センターへの掲出や登録団体等への提供を行う。 ・関係機関と連携した女性のための再就職支援セミナーを開催する。	多文化共生課 (男女共同参画推進センター) 産業政策課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）				担当課
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計上	目標	計画 (具体的な取組内容)		
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	誰もが生涯を通じて、すこやかに暮らせるまちを目指します	(1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。	①健診・保健指導等の推進	27	安心して妊娠・出産を迎える支援をするとともに、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導などを行います。	・妊婦一般健康診査費公費負担 ・乳幼児健康診査 ・妊婦、産婦、新生児への訪問指導 ・低出生体重児等への訪問指導 ・産婦健康診査 ・産後ケア事業	- 有	・全ての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の受診率98.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。 ・産婦健診において、産後うつ病のスクリーニングを行い、支援が必要な産婦を把握する。 ・支援を要する産婦がセルフケアできるよう産後ケア事業につなげる。	・妊婦一般健康診査費公費負担（14回を超えた場合は基本的な健診のみ助成）を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問及び低体重児等への訪問指導を実施する。 ・産婦健康診査の実施と支援を必要とする産婦への産後ケア事業を実施する。 ・低所得妊婦に対する初回産科受診料の公費負担及び新生児聴覚検査初回検査費用の公費負担を行う。 ・母子健康手帳アプリ「母子モ」の機能拡充、子育て支援A.Iチャットボットサービスの運用を行う。	こども家庭センター
				28	乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。	・各種予防接種の実施	- 有	・乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子健康手帳アプリ「母子モ」のお知らせ機能により、引き続き接種勧奨に努める。	こども家庭センター
				29	幼児期における歯質の向上を図るために、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組みます。	・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布（フッ素塗布）	- 有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・むし歯、歯肉炎の発症予防 ・3歳児のむし歯有病率を現状(R6 3.6%)より減少させる。 ・5歳児のむし歯有病率を20%以下を維持する。	・歯科健診、保健指導、ブラッシング等の健康教育を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布（希望者）を実施。 ・歯と口の健康週間事業（お口の健康フェスタ）を実施し、歯の衛生に関する周知・啓発を行う。	こども家庭センター 健康づくり推進課
				30	乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。	・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習	- 有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。（年100回以上）	・離乳食相談会、保育園等における健康学習を実施する。	こども家庭センター
				31	障害のある人と付き添いの家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健診を実施します。	・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応	- 有	・障害のある人を対象とした健（検）診を実施する。 ・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健康審査等について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の人に対応する。	・健康診査を年2回実施する。 ・健康診査受診にあたり、送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の人に対応する。	健康づくり推進課
				32	後期高齢者の健康増進や重症化予防等のために健康診査や各種がん検診を実施します。	・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等の各種健診は、70歳以上は無料。	- 有	・令和7年度に健（検）診を受けた人へ日時・会場を指定した個別通知や過去に健（検）診を受けた人に対する受診勧奨の通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。	・健康診査カレンダーで健診の周知 ・令和6年度に健（検）診を受けた人への日時・会場指定による個別通知の発送、町内健康講座、電話、訪問等により受診を促す。 ・健康診査、各種がん検診の実施	健康づくり推進課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）			担当課
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計無上	目標	計画 (具体的な取組内容)	
(2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。	(1)地域医療体制の充実	平日夜間や休日などにおける急患患者に対して、応急的な診療を行います。	33	・年間を通じた休日・夜間診療所の開設	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 (診療所開設日数：365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供する。	地域医療推進課
		中山間地やへき地における地域住民の健康を保持し、安心して生活することができるよう、診療所を開設・運営します。	34	・各診療所の開設 常設診療所 7施設 出張診療所 1施設	-	有	・各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数：8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。	地域医療推進課
		市街地の医療機関への通院支援を行うことにより、医療不安の軽減を図ります。	35	・中ノ俣地区における通院支援車の定期運行 ・吉川区川谷地区における地域バスの定期運行	-	有	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行する。 (運行日数：中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行する。	地域医療推進課
	(3)誰もがすこやかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。	要援護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センターの運営内容について情報を発信します。	36	・訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催	-	有	・高齢者等を訪問し、地域包括支援センターについて情報発信するとともに、地域の課題やニーズを把握し、必要に応じて支援につなげる。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の対応力の向上を図る。	・高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信等、必要な支援を行う。 ・地域包括支援センター職員を対象に研修会を開催する。	高齢者支援課
		介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。	37	・介護保険サービスの拡充 ・必要な介護保険給付	-	有	・必要な介護保険サービスの給付 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第8期介護保険事業計画の検証を行う。	・第9期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。	高齢者支援課
		すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。	38	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	-	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施 1,344回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,471回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施（3地域自治区）	高齢者支援課
	39	一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるように支援します。	・高齢者への配食サービスの提供	-	有	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。	・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	高齢者支援課	

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）			担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計上	目標	計画 (具体的な取組内容)		
			40	高齢者にシニアパスポートを交付し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・公共施設で高齢者の施設使用料（利用料金）の減免を実施する。	-	有	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の使用料を半額程度に減免することによって、家に閉じこもりがちな高齢者の外出のきっかけを作り、生きがいのある充実した生活を送る手助けをする。 ・協賛事業所の利用者を増加させるために、周知を引き続き行う。 ・協賛事業所の店舗数拡大に向けて、ホームページや広報上越で周知をし隨時募集を行う。 	・ホームページ、広報上越で周知を行い、各種イベント等で対象施設の一覧を配布する。	高齢者支援課
			41	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。	・スポーツ大会や作品展等の開催	-	有	<ul style="list-style-type: none"> ・各種大会やシニア作品展を開催し、高齢者の生きがいづくりにつなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種大会を老人クラブ連合会などの関係機関と連携しながら開催し、より多くの交流を図る。 ・シニア作品展において、高齢者の趣味活動の成果を多くの人に見てもらうことで、創作意欲の向上や創作活動の活性化につなげる。 	高齢者支援課
			42	活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施します。	・シルバー人材センターへの補助金の交付	-	有	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施する。 	高齢者支援課
			43	会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付し、活動を支援します。	・老人クラブへの補助金の交付	-	有	<ul style="list-style-type: none"> ・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 	高齢者支援課
			44	高齢者の生きがいの充実を図るために、創作活動の発表の場を提供します。	・市民いこいの家における展示コーナーの設置	-	有	<ul style="list-style-type: none"> ・展示コーナーを設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知を行う。 	高齢者支援課
			45	行政情報をラジオにより的確にわかりやすく発信します。	・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供	-	有	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティFM放送を通じて、市からのお知らせや交通事故防止に係る注意喚起等を市民へタイムリーに分かりやすく伝える。 <p>※事業内容見直しのため、現在協議中（令和8年度予算反映予定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政情報番組「広報Jステーション」において市からのお知らせ、市民の安全・安心につながる情報、交通事故防止に係る注意喚起や各区の市民による自身の活動紹介等を発信する。 <p>※事業内容見直しのため、現在協議中（令和8年度予算反映予定）</p>	広報対話課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）				担当課
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計上	目標	計画 (具体的な取組内容)		
		②障害者福祉の推進	46	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。	・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催	-	有	・上越市障害者自立支援協議会において、障害福祉に関する地域課題の解決に向けた協議を行うとともに、効果的な支援策を検討し、障害のある人の地域生活の支援につなげる。	・上越市障害者自立支援協議会全体会、運営会議、専門部会、当事者部会を開催し、令和6年度、7年度における検討を踏まえ、次期計画策定に向けた協議を行う。	福祉課
			47	障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活が送ることができるよう支援します。	・障害福祉サービスの給付を行い、障害のある人の生活支援を行う。	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、障害福祉サービスを必要とする人にとって適切なサービス利用に向けた相談支援を行い、自立した生活を支える。	・福祉課窓口での相談や、関係機関（相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等）と連携し、障害のある人の生活支援を行う。 ・障害福祉サービスにおける利用計画に基づき、サービス内容の決定を行う。	福祉課
			48	心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。	・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	医療費の助成や手当を給付する。 ・重度心身障害者医療費助成 ・自立支援医療費（更生医療） ・自立支援医療費（育成医療） ・精神障害者入院医療費助成 ・特別障害者手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成 助成額…1口目掛金の1/3 ・在宅介護手当・介助手当	福祉課
			49	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。	・特別な配慮が必要と認められる児童の保育	-	有	・保育園等において、特別な配慮が必要な子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。	幼児保育課
			50	子どもの発達等に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもの通所による個別支援等を行い、子どもの健やかな育ちを支援します。	・子どもの発達等に関する相談を実施する。 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す児童発達支援等を提供する。 ・各種園訪問事業を継続する。	-	有	・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、必要な児童に児童発達支援等を提供し、早期及び切れ目のない支援を目指す。 ・各種園訪問を継続し、保育園等との連携による日常生活での育ちの充実を図る。	・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、通所による個別支援等が必要な児童に対し、児童発達支援等を民間事業所と連携し提供する。 ・各種園訪問事業を継続するとともに、必要に応じ園、保護者、センターの三者での話し合いの場を設け、子どもを中心とした情報共有を行う。	幼児保育課 こども発達支援センター

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）				担当課
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計上	目標	計画 (具体的な取組内容)		
			51	障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。	・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給	-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。	福祉課
			52	障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・障害者手帳等所持者や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施	-	無	・市ホームページで該当施設を案内するほか、割引対象施設に割引がある旨の掲示を行うなどの方法により、周知や徹底を図る。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を50%減免する。 ・障害者週間記念事業において、障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を100%減免する。	福祉課
			53	障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金等の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。	・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成	-	有	・手帳交付時に制度の説明を行うほか、広報上越や市ホームページへの掲載など、周知徹底を図る。	【福祉有償運送】 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施する。 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用券の交付 ・燃料券の交付 ・燃料費助成 ・タクシー券と路線バス利用券の交付 【運転免許取得費の助成】 ・障害のある人の運転免許取得費を助成する。 【自動車改造費の助成（本人運転）】 ・障害のある人が運転する自動車の改造費を助成する。 【介護者用自動車改造費の助成】 ・障害のある人と同居する介護者の自動車改造費を助成する。 【福祉バス運行業務】 ・福祉バスを運行する。	福祉課
			54	手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。	・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者等の育成を図り、新たな手話通訳者の資格取得者1人以上を目指す。	・手話通訳者（士）、要約筆記者を派遣する。 ・手話通訳者、要約筆記者養成講座を開催する。	福祉課
			55	市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。	・アクセシビリティ方針に基づく、新規および更新ページのチェック	-	有	・ホームページを通じて、誰もが市政情報や緊急時の情報を迅速かつ的確に入手することができる状態を維持する。	・各課等が新規掲載及び更新するページについて、公開前に内容を確認し、ウェブアクセシビリティ確保の観点を含め必要な修正を指示する。	広報対話課
			56	市の広報紙の内容をCDに録音し、視覚に障害のある人に提供します。	・CDによる情報提供	-	有	・視覚に障害のある人の日常生活に役立つよう、市政情報や暮らしの情報を提供する。	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し提供する。	福祉課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）				担当課
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計上	目標	計画 (具体的な取組内容)		
		③子育て・療育支援の充実	57	保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施 ・病児・病後児保育事業の実施 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・0、1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる体制を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園における児童の受け入れや病児・病後児保育室における送迎及び児童の受け入れに対応できる体制を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、0、1歳児保育、障害児保育、一時預かり保育、午後7時までの延長保育、休日保育を実施する。 ・ファミリーヘルプ保育園における児童の受け入れや病児・病後児保育室における送迎及び児童の受け入れに対応できる体制を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 	幼児保育課	
			58	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもセンターの運営 ・子育てひろばの運営 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。 ・楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を定期的に開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもセンターにて定期的に子育てセミナーの実施をするほか、子育てひろばで月1回イベントを開催する。 ・保健師や栄養士、相談員による子育て相談を実施する。 ・子育て支援情報や保育園の入園情報など、必要な情報を利用者へ提供する。 	こども家庭センター	
			59	子どもの発達等に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもの通所による個別支援等を行い、子どもの健やかな育ちを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達等に関する相談を実施する。 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す児童発達支援等を提供する。 ・各種園訪問事業を継続する。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、必要な児童に児童発達支援等を提供し、早期及び切れ目のない支援を目指す。 ・各種園訪問を継続し、保育園等との連携による日常生活での育ちの充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、通所による個別支援等が必要な児童に対し、児童発達支援等を民間事業所と連携し提供する。 ・各種園訪問事業を継続するとともに、必要に応じ園、保護者、センターの三者での話し合いの場を設け、子どもを中心とした情報共有を行う。 	幼児保育課 こども発達支援センター	

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）			担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計無上	目標	計画 (具体的な取組内容)		
5 誰もが互いに支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します	(1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進し、人と人のつながりを育む活動の充実を図ります。	①ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	60	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	・NPO・ボランティアセンターの運営	-	有	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティア活動の普及啓発やコーディネートに取り組むほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供する。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者（約350団体・個人）に対して配信する。	地域政策課
			61	地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談	-	有	・町内会が抱える具体的な問題を解決するための講習会を実施し、町内会運営を支援する。	・現在検討中であり、例えば、町内会事務の負担軽減に焦点を当てた町内会役員向けの講習会などを想定している。	地域政策課
			62	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	・ファミリーサポートセンターの運営	-	有	・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう経済的負担の軽減を図るほか、提供会員数を確保するため、援助活動を実施した提供会員へ市が補助金を交付するとともに、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化し、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。	こども家庭センター
			63	地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。	・訪問型サービスB（有償ボランティアによる家事支援）を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。	-	有	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録勧奨を通じた担い手確保を図る。	・有償ボランティア養成講座の開催 ・担い手フォローアップ講座の開催	高齢者支援課
			64	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、地域における見守りの体制を構築します。	・高齢者見守り支援ネットワーク事業	-	有	・高齢者の異変の早期発見に向けて、地域住民の見守り意識を高め、日常的な見守り活動の促進を図る。	・地域に出向き、高齢化の現状等を説明することにより、見守り活動の必要性を認識していただき、日常的な見守り活動の促進につなげる。	高齢者支援課
			65		・認知症サポーターの養成	-	有	・認知症を正しく理解し、認知症の人を見守ることができるように、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、企業や学校等の各団体に養成講座の開催を促し、サポーターを養成する。	・認知症サポーター養成講座を開催するとともに、企業や学校等の各団体に養成講座の開催を促し、子どもから高齢者まで幅広い年代の認知症サポーターを養成する。	高齢者支援課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）			担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計上	目標	計画 (具体的な取組内容)		
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	(1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進めます。	①防災対策や避難支援体制の充実	66	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。	・安全メールによる情報発信	-	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を迅速かつ確実に配信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・社会情勢に対応し、メールを始めSNSなど多様な手段で情報発信を行う。	市民安全課
			67	災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	・ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災気象情報の提供	-	有	・ハザードマップの作成・配布 災害リスクが高い地域を明確にし、市民が危険を事前に把握できるようにする。 ・防災行政無線等の整備 次期防災行政情報伝達システム整備のため、工事を進める。 ・防災行政無線等の運用 既存の防災行無線システムを活用し、災害に迅速に対応する。 ・防災気象情報の提供 市ホームページの「防災情報リンク集」を通じ、市民の適切な避難行動を支援する。 ・各種ハザードマップの多言語化 各種ハザードマップ等の情報を計画的に更新するとともに、日本語のほか、無料の多言語対応情報発信アプリ「カタログポケット」を使用することにより4か国語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）で閲覧できるようにする。	・ハザードマップの作成・配布・周知 転入者等に配布するため。時点修正し、増刷する。 ・防災行政無線等の整備 次期システムの工事を円滑に進めるため、府内調整等を適時適切に行う。また、津波ハザードマップで示す浸水エリア等の屋外スピーカーを高性能スピーカーへ更新、防災情報・発令判断支援システムの導入など、避難情報などの伝達性能の向上を図る。 ・防災行政無線等の運用 既存の防災行政情無線システムの保守点検を実施し、必要な修繕を適切に行う。また、無線放送の内容について、「やさしい日本語」の活用を図る。 ・防災気象情報の提供 外部リンクの追加やリンク先ページの更新によるアドレス変更の対応を定期的に実施し、市民が必要とする情報を提供する。 ・各種ハザードマップの多言語化 各種ハザードマップ更新の場合に、日本語のほか、4か国語で閲覧できるようにする。	危機管理課 多文化共生課
			68	要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。 ・要支援者の避難体制確立に向け、健康福祉部局と協力して自主防災組織に対して個別避難計画に基づく訓練実施を促す。	・県計画の変更に合わせ、市地域防災計画の修正を行う。 ・防災アドバイザーの派遣や防災リーダーを対象とした研修の開催により、自主防災訓練の実施を促す。 ・町内会に対して災害時の避難や訓練に必要となる車いすやりヤカなどの防災資機材購入費の補助を実施し、活動を支援する。	市民安全課
			69	要支援者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	・要支援者名簿の充実 ・個別避難計画作成、更新の支援	-	有	・町内会で作成・更新する個別避難計画に関し、地域の災害リスクや要支援者の心身の状態などを踏まえた、実効性のある支援方法の検討、更新を促す。	・市総合防災訓練等の機会を捉え、個別避難計画の更新等の支援を行う。	生活援護課
			70	災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。	・ヘルプカードの活用	-	有	・障害のある人等が、災害時のみならず、平常時においても必要な支援を求めやすい環境を整える。 ・健常者に対してもヘルプカードの趣旨を伝え、助け合いの社会を形成する。	・障害のある人等で希望する人へヘルプカードを作成、配布する。 ・ヘルプカードの意義を広く周知するため、各種媒体を活用した広報を行う。	福祉課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）				担当課
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計上	目標	計画 (具体的な取組内容)		
(2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	(2)自主防災活動の推進	②自主防災活動の推進	71	災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。	・防災アドバイザーの派遣 ・防災士や防災リーダーの養成	-	有	・地域の防災リーダーとなる防災士を養成するとともに、町内会長や防災士に対する研修の実施や自主防災組織に防災アドバイザーを派遣するなど、地域における防災活動の支援を行い、地域防災力の向上を図る。	・防災士養成講座の実施 ・市内の指定避難所において、避難所運営研修を実施する。 ・活動停滞組織を中心に防災アドバイザーを派遣する。 ・防災リーダー研修の実施(市内9箇所) ・防災活動への若い世代や女性の参画を図るため、防災士資格取得に必要な教本代と受験料を補助する。	市民安全課
		①防犯対策の充実	72	「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。	・防犯意識の向上に向けた広報啓発 ・防犯座談会の開催 ・防犯情報の提供	-	有	・一人ひとりの防犯意識の向上に向け、情報提供や啓発活動を実施する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を実施する。	・警察、各団体と連携し、年金支給日等にあわせて、特殊詐欺防止チラシを配布し注意喚起する。 ・依頼に応じ防犯教室や出前講座を実施する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員による高齢者世帯訪問を通年で実施する。	市民安全課
			73	地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援します。	・自主防犯活動の推進 ・人材の育成	-	有	・地域一体となった見守り活動の重要性を周知するため広報媒体を通じて防犯活動をの啓発強化を図る。 ・防犯の日、防犯週間期間中の活動参加を増加させる。 ・110ばん協力車参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員の指導力の向上を図る。	・地域の防犯活動に多くの市民から参加してもらうため、地域ぐるみの防犯活動の重要性を周知する。 ・110ばん協力車によるながらパトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯教室を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施する。	市民安全課
			74	ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。	・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・住宅等の防犯対策の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進	-	有	・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対策を講じることで安全安心が確保されている状態にする。	・各保育園・幼稚園、小学校で防犯教室を実施する。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対応を検討する。	市民安全課
	(3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。	①除雪対策の充実	75	要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。	・除雪費の一部助成	-	有	・要援護世帯除雪費助成事業の対象となる全ての世帯が助成を受け、除排雪できている状態とする	・民生委員・児童委員の意見を踏まえて対象者を決定し、限度額内において除排雪に要した費用の一部を助成する。	生活援護課
			76	通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童・生徒の安全確保を図ります。	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進 ・幅員が狭く、除雪機械が入れない歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める	-	有	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進。 ・幅員が狭く、除雪機械が入れない歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅し歩行者空間の確保に努める。	・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪の可不可について、除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R7年度の冬期道路交通確保除雪計画に登載し除雪を行う。	道路課 (雪対策室)
			77	中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。	・集落内の主要生活道路の除雪、高齢者世帯等の除雪支援及び公共施設等の除雪を集落に委託	-	有	・中山間地域の冬期間における安全で安心な生活環境を確保する。	・9地区13集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託する。	地域政策課
			78	中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。	・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援	-	有	・中山間地域における除草や除雪等を広域的に支援する支え合い体制を維持する。	・実施団体への聞き取りによりニーズを把握し、必要に応じて補助金を交付する。	地域政策課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）				担当課
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計上	目標	計画 (具体的な取組内容)		
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	公共空間や居住空間において、誰もが利用しやすく、住みやすく、安全に生活できるまちを目指します	(1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。	①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	79	市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進します。	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備（学校施設、公民館、体育施設、観光施設等） ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置	- 有	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 *適合率100%を目指す（構造上やむを得ない場合等を除く）	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や整備実施前に事前協議を確実に行う。 ・各課の修繕見込みから内容を確認し、指針適合に結び付ける。	多文化共生課
		②民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	80	民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設（病院、社会福祉施設、商業施設等）の整備に係る協議・指導・助言の実施	- 有	・民間の公共的施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 *前年度の適合率以上を目指す。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を行う。	多文化共生課	
		③誰もが暮らしやすい居住環境の整備	81	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	- 有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は5件/月×12=60件/年（介護保険の住宅改修を含む件数）を目標とする。	高齢者支援課	
		82	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	- 有	・障害のある人が住環境を整備し、自立した生活を営めるよう、手帳交付時の説明により引き続き周知の徹底を図る。	・障害がある人が自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。	福祉課		
		83	空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進	- 有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 *助言・指導通知 3回 *適正管理依頼 1回+随時	建築住宅課		
		84	雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に対し支援します。	・補助金の交付	- 有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・県の空き家利活用支援事業補助金を活用し、県外転入者及び子育て世帯を対象としたインセンティブとして補助金加算額を設ける（最大700千円） *補助率：1/2 補助限度額：700千円 *加算額：最大700千円（補助額と同額まで）	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。	文化振興課		

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）			担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向				方取向組性の 予算有計上	目標	計画 (具体的な取組内容)		
8 誰もが移動しやすいまちづくり	誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します	(1)誰もが安心して移動できるよう地域公共交通の維持・確保に取り組みます。	①地域公共交通の利便性の向上	85 地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保します。	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編	-	有	・第2次総合公共交通計画（後期再編計画）（令和6年度から令和9年度）に基づくバス路線等の再編を通じ、公共交通により市民の日常生活の移動手段を確保するとともに、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る。	・後期再編計画に基づくバス路線等の再編と利用促進策の実施 板倉区において予約型コミュニティバスを導入する（令和7年4月実証運行、令和7年10月本運行（予定））ほか、名立区における予約型コミュニティバスの導入について検討を進める（令和8年4月実証運行（案））。 中郷区において乗合タクシーから住民の互助による輸送に転換（令和7年4月実施） ・毎年の利用状況を踏まえたバス路線の評価・検証と、評価結果に関する地域住民等との情報共有及び更なる再編検討の実施	交通政策課
			②運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組みます。	86 運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組みます。	・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保	-	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 ・互助による輸送を行う団体に対する負担金の交付 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 バス運行対策費補助金 住民主導型コミュニティ交通事業負担金	交通政策課
			③分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。	87 分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。	・分かりやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、バスの利用環境を向上させる。	-	有	・時刻表や啓発資料について、法定協議会や利用者の意見を踏まえて見直し、継続的な利用促進を図る。	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成・配布 ・バス事業者に対し、バスの位置情報が把握できるバスロケーションシステム運用に係る経費を支援	交通政策課
			④運行の安全性・快適性の向上に取り組みます。	88 運行の安全性・快適性の向上に取り組みます。	・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進	-	無	・福祉タクシーの導入促進に取り組み、障害のある人や高齢者等の交通弱者の移動手段を確保する。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に県から通知される補助制度等の案内について、メールを活用しタクシー事業者へ情報提供する。	福祉課
	(2)誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。	①安全・安心な歩道・道路の整備	①安全・安心な歩道・道路の整備	89 誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。	・歩道・道路整備の推進	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。	【歩道築造】 設計委託等、工事L=0.1km (12路線) 【道路築造】 設計委託等、工事L=0.2km (9路線)	道路課
			②歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路に防犯灯を整備します。	90 歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路に防犯灯を整備します。	・防犯灯整備	-	有	・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯が設置されている状態にする。	・市が管理する防犯灯の適正な維持管理	市民安全課
			③交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。	91 交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。	・カーブミラーの整備	-	有	・必要な箇所にカーブミラーが設置されている状態にする。	・必要な箇所へのカーブミラーの設置 ・市が管理するカーブミラーの適正管理	市民安全課

人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査について

【調査の概要】

1 調査目的

第5次人にやさしいまちづくり推進計画の実施事業の効果を適切に検証し、第6次計画策定の基礎資料とするため、市民意識調査を実施する。

2 調査方法等

○対象

- ・上越市在住の18歳以上の市民 3,000人
- ・住民基本台帳(令和7年10月1日時点)により、18歳以上30歳未満、30代、40代、50代、60代、70代、80歳以上の7階層から男女別の人口比に基づき無作為抽出

○方法

- ・調査用紙を郵送で配付し、郵送またはオンラインで回答

○実施期間

- ・令和7年11月4日（火）～11月28日（金）

3 調査項目

人にやさしいまちづくりに関する市民の意識の変化を確認するため、基本的に令和2年度の調査内容に準じた項目とする。

（項目は、上越市人にやさしいまちづくり条例とも整合が図られている。）

- ・回答者本人に対する質問項目：5
- ・調査項目：16

4 調査項目の具体的な内容

○調査項目

条例 第8条 広報活動の充実等

【基本方針1：誰もが理解し合えるまちづくり】に関連した項目

- ① 市が行っている人にやさしいまちづくりの取組の認知度
- ② 「バリアフリー」の認知度
- ③ 「ユニバーサルデザイン」の認知度
- ④ 街なかにおける手助け経験の有無とその時の気持ち
⇒④は新規調査項目

ユニバーサルデザインの認知度を確認する中で、「心のユニバーサルデザイン」への市民の意識を調査するもの。

条例 第9条 教育環境の整備

【基本方針2：誰もが学べるまちづくり】に関連した項目

- ⑤ 高齢者、障害のある人等の学校や社会教育などの学べる環境の整備について

条例 第10条 就業の機会の確保等

【基本方針3：誰もが働けるまちづくり】に関連した項目

- ⑥ 高齢者、障害のある人等の働く環境の整備について

条例 第11条 保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供

【基本方針4：誰もが健康に暮らせるまちづくり】に関連した項目

- ⑦ 福祉サービスの整備について
- ⑧ 医療サービスの整備について

条例 第12条 ボランティア活動の促進

【基本方針5：誰もが互いに支え合うまちづくり】に関連した項目

- ⑨ ボランティア経験の有無について

条例 第13条 防災上の配慮等

【基本方針6：誰もが安心して暮らせるまちづくり】に関連した項目

- ⑩ 災害時の行動について

条例 第16条 市の施設の整備

第17条 事業者の施設の整備

第18条 住宅の整備等

【基本方針7：誰もが快適に暮らせるまちづくり】に関連した項目

- ⑪ 市施設における高齢者、障害のある人等の快適な利用について
- ⑫ 民間施設（病院、社会福祉施設、商業施設等）における高齢者、障害のある人等の快適な利用について
- ⑬ 住宅における高齢者、障害のある人等の快適な居住について

条例 第19条 公共車両等の整備等

【基本方針8：誰もが移動しやすいまちづくり】に関連した項目

- ⑭ 歩道や道路における高齢者、障害のある人等の快適な利用について
- ⑮ 公共交通機関における高齢者、障害のある人等の快適な利用について

【その他】

- ⑯ 「人にやさしいまちづくり」についての意見（記述式）

あなた自身のことについてお聞きします。当てはまるところに○を付けてください。
(統計処理のため、必ずお答えください)

【お住まいの地域自治区】

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| 1. 合併前上越市 | 2. 安塚区 | 3. 浦川原区 |
| 4. 大島区 | 5. 牧区 | 6. 柿崎区 |
| 7. 大潟区 | 8. 頸城区 | 9. 吉川区 |
| 10. 中郷区 | 11. 板倉区 | 12. 清里区 |
| 13. 三和区 | 14. 名立区 | |

【性 別】

- | | | |
|------|------|--------|
| 1. 男 | 2. 女 | 3. 無回答 |
|------|------|--------|

【年 代】

- | | | |
|-----------|--------|--------|
| 1. 10・20代 | 2. 30代 | 3. 40代 |
| 4. 50代 | 5. 60代 | 6. 70代 |
| 7. 80代以上 | | |

【あなたは次のどれかに当てはまりますか（あてはまるものすべてに○）】

1. 要支援・要介護の認定を受けている
2. 障害者手帳を持っている
3. 病気やけが等で介助や手助けを受けている
4. いずれも当てはまらない

※障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を含みます。

【家族の中に当てはまる人はいますか（あてはまるものすべてに○）】

1. 要支援・要介護の認定を受けている人がいる
2. 障害者手帳を持っている人がいる
3. 病気やけが等で介助や手助けを受けている人がいる
4. 未就学児
5. 小中学生
6. いずれも当てはまらない

※家族の中には、生計を同一にしている人を含みます。

質問はここからです。

問1～問16について

あなたに当てはまると思う回答を1つ選び、○を付けてください。

問1 市では、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定し、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちづくり（人にやさしいまちづくり）に取り組んでいます。あなたは、このことを知っていますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。

- 1. 知っている。内容も理解している
- 2. 知っている。内容も少し理解している
- 3. 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 4. 全く知らない

問2 あなたは、「バリアフリー」という言葉を知っていますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。

- 1. 知っている。内容も理解している
- 2. 知っている。内容も少し理解している
- 3. 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 4. 全く知らない

問3 あなたは、「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。

- 1. 知っている。内容も理解している
- 2. 知っている。内容も少し理解している
- 3. 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 4. 全く知らない

問4 あなたは、まちで困っている人がいたとき、手助け（声かけ、荷物等の持ち運び、横断歩道など渡るときの付き添いなど）をしたことがありますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。

1. 手助けをしたことがある

2. 手助けをしたことがない

⇒ 「1」と回答した方は、どんな気持ちから手助けをしたのか、当てはまるものすべてに○を付けてください。

1. 困っている人を助けたいから
2. 困っている人を助けるのは当たり前だと思うから
3. 自分が助けてもらった経験があったから
4. 助けざるを得ない状況であったから
5. 特に理由はない
6. その他（）

⇒ 「2」と回答した方は、どんな気持ちから手助けをしたことがないのか、当てはまるものすべてに○を付けてください。

1. 自分が何をすればいいのか分からなかったから
2. お節介になるような気がしたから
3. 自分にとって負担になると思ったから
4. 声を掛ける勇気がかなったから
5. 困っている人を見かける機会がなかったから
6. 特に理由はない
7. その他（）

問5 あなたは、高齢者、障害のある人等が学校教育や社会教育など、学べる環境が整っていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。また、「1」「2」と回答した方は、どのようなところがそう思うか、「3」「4」と回答した方は、どうすればよくなると思うかを書いてください。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そう思わない |
| 5. わからない・どちらともいえない | |

⇒ 「1」または「2」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。

⇒「3」または「4」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。

問 6 あなたは、高齢者、障害のある人等が働く環境が整っていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。また、「1」「2」と回答した方は、どのようなところがそう思うか、「3」「4」と回答した方は、どうすればよくなると思うかを書いてください。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そう思わない |
| 5. わからない・どちらともいえない | |

⇒「1」または「2」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。

⇒「3」または「4」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。

問 7 あなたは、福祉に関するサービスが整っていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。また、「1」「2」と回答した方は、どのようなところがそう思うか、「3」「4」と回答した方は、どうすればよくなると思うかを書いてください。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そう思わない |
| 5. わからない・どちらともいえない | |

⇒「1」または「2」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。

⇒「3」または「4」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。

問 8 あなたは、医療に関するサービスが整っていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。また、「1」「2」と回答した方は、どのようなところがそう思うか、「3」「4」と回答した方は、どうすればよくなると思うかを書いてください。

- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. わからない・どちらともいえない

⇒「1」または「2」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。

⇒「3」または「4」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。

問 9 市の施設は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。また、「1」「2」と回答した方は、どのようなところがそう思うか、「3」「4」と回答した方は、どうすればよくなると思うかを書いてください。

- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そう思わない
- 5. わからない・どちらともいえない

⇒ 「1」または「2」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。

[回答欄]

⇒ 「3」または「4」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。

[回答欄]

問10 民間の施設（病院、社会福祉施設、商業施設など）は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。当てはまるもの 1つに○を付けてください。また、「1」「2」と回答した方は、どのようなところがそう思うか、「3」「4」と回答した方は、どうすればよくなると思うかを書いてください。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そう思わない |
| 5. わからない・どちらともいえない | |

⇒ 「1」または「2」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。

[回答欄]

⇒ 「3」または「4」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。

[回答欄]

問 11 あなたの住宅は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に生活できる住宅だと思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。また、「1」「2」と回答した方は、どのようなところがそう思うか、「3」「4」と回答した方は、どうすればよくなると思うかを書いてください。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そう思わない |
| 5. わからない・どちらともいえない | |

⇒「1」または「2」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。

⇒「3」または「4」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。

問 12 歩道や道路は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。また、「1」「2」と回答した方は、どのようなところがそう思うか、「3」「4」と回答した方は、どうすればよくなると思うかを書いてください。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そう思わない |
| 5. わからない・どちらともいえない | |

⇒「1」または「2」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。

⇒「3」または「4」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。

問 13 鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。また、「1」「2」と回答した方は、どのようなところがそう思うか、「3」「4」と回答した方は、どうすればよくなると思うかを書いてください。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そう思わない |
| 5. わからない・どちらともいえない | |

⇒「1」または「2」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。

⇒「3」または「4」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。

問 14 あなたは、ボランティアをしたことありますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。

- | | |
|------------------------------------|--|
| 1. 定期的・継続的にボランティアをしたことがある(している) | |
| 2. 単発的なボランティアをしたことがある | |
| 3. ボランティアをしたことはないが、ボランティアに興味・関心はある | |
| 4. ボランティアをしたことはないし、ボランティアに興味・関心もない | |

問 15 あなたは、災害時にどのように行動すればよいか知っていますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 知っている | 2. どちらかといえば知っている |
| 3. どちらかといえば知らない | 4. 知らない |

問 16 「人にやさしいまちづくり」について、日頃感じていることや思うことなど、ご意見がありましたらお書きください。

上越市に在住する外国人アンケート調査について

【調査の概要】

1 調査目的

「人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査」にあわせて、市内に在住する外国人の現状を把握し、今後の効果的な支援に向けた基礎資料とする。

2 調査方法等

○対象

- ・上越市在住の18歳以上の外国籍の市民 1,000人
- ・住民基本台帳(令和7年10月1日時点)により、18歳以上30歳未満、30代、40代、50代、60代、70代、80歳以上の7階層から男女別の人口比に基づき無作為抽出

○方法

- ・調査用紙を郵送で配付し、郵送またはオンラインで回答
- ・調査用紙は、やさしい日本語を基本とし、加えて調査対象の国籍別言語の調査用紙を同封する。（英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語）

○実施期間

- ・令和7年11月4日（火）～11月28日（金）

3 調査項目

- ・回答者本人に対する質問項目：6
- ・調査項目：17

4 調査項目の具体的な内容

○回答者本人に対する質問

- ① 居住地域
- ② 性別
- ③ 年代
- ④ 国籍・地域
- ⑤ 在留資格
- ⑥ 日本における居住歴

○調査項目

【上越市の生活】に関連した項目

- ① 上越市における居住歴
- ② 上越市の住みやすさとその理由
- ③ 普段の生活に必要な情報の種類
- ④ SNS利用時の種類
- ⑤ SNS以外の情報入手先

- ⑥ 市が設置する外国人相談窓口の認知度
- ⑦ 普段の生活で困ったことがあった際の相談先
- ⑧ 普段の人との交流
- ⑨ 日本人との交流希望
- ⑩ 地域活動参加の有無
- ⑪ 地域で交流する際の希望する内容

【災害発生時】に関連した項目

- ⑫ 災害に備えて準備しているもの
- ⑬ 災害時の情報入手方法
- ⑭ 災害時の避難場所の認知度

【日本語】に関連した項目

- ⑮ 日本語の習得度（聞く、話す、書く、読む）と日本語が分からぬときの対処法
- ⑯ 日本語が分からなくて困った経験の有無とその内容

その他

- ⑰ 困ったことに対しての自由記述

あなたについて聞きます。

あてはまる番号に○をつけてください。

【住んでいるところ】

- | | | |
|---------|-------------|---------|
| 1. 安塚区 | 2. 浦川原区 | 3. 大島区 |
| 4. 牧区 | 5. 柿崎区 | 6. 大潟区 |
| 7. 頸城区 | 8. 吉川区 | 9. 中郷区 |
| 10. 板倉区 | 11. 清里区 | 12. 三和区 |
| 13. 名立区 | 14. そのほかの場所 | |

【性別】

- | | | |
|------|------|---------|
| 1. 男 | 2. 女 | 3. 答えない |
|------|------|---------|

【年齢】

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. ~19才 | 2. 20~29才 | 3. 30~39才 |
| 4. 40~49才 | 5. 50~59才 | 6. 60~69才 |
| 7. 70~79才 | 8. 80才~ | |

【国籍・地域】

- | | | |
|--------------|---------------|-----------|
| 1. フィリピン | 2. 中国 | 3. ベトナム |
| 4. 韓国 | 5. インドネシア | 6. ミャンマー |
| 7. ブラジル | 8. ネパール | 9. タイ |
| 10. パキスタン | 11. スリランカ | 12. アメリカ |
| 13. ペルー | 14. 台湾 | 15. カンボジア |
| 16. オーストラリア | 17. イギリス | 18. カナダ |
| 19. ニュージーランド | 20. そのほかの国・地域 | |

【在留資格】

- | | | |
|-------------|------------------|-------------|
| 1. 特別永住者 | 2. 永住者 | 3. 永住者の配偶者等 |
| 4. 日本人の配偶者等 | 5. 定住者 | 6. 家族滞在 |
| 7. 技能 | 8. 技能実習 | 9. 介護 |
| 10. 企業内転勤 | 11. 教育 | 12. 留学 |
| 13. 研修 | 14. 技術・人文知識・国際業務 | |
| 15. 経営・管理 | 16. 特定活動 | 17. 特定技能 |
| 18. 興行 | | |

【どのくらい 日本で 生活 して いますか】

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 1年より短い | 2. 1~4年 |
| 3. 5~9年 | 4. 10~19年 |
| 5. 20~29年 | 6. 30年より長い |

じょうえつし 上越市での 生活に ついで 聞きます。

あてはまる 番号に ○を つけて ください。

1 どのくらい 上越市に 住んで いますか。あてはまる もの 1つに ○を つけて ください。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 1年より短い | 2. 1~4年 |
| 3. 5~9年 | 4. 10~19年 |
| 5. 20~29年 | 6. 30年より長い |

2 上越市は 住みやすい ところ ですか。あてはまる もの 1つに ○を つけて ください。

- | | |
|----------|------------|
| 1. 住みやすい | 2. 住みやすくない |
| 3. わからない | |

⇒ 「1. 住みやすい」と 答えた人に 聞きます。

選んだ 理由は 何ですか。あてはまる もの 3つまで 選んで ○をつけて ください。

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 交通が便利 | 2. 買い物が便利 |
| 3. まちが安全 | 4. 近くに病院がある |
| 5. 働く場所がある | 6. 学校が近い |
| 7. 家賃が安い | 8. 同じ国の人人がたくさんいる |
| 9. まわりの人がやさしい | 10. 自然がたくさんある |
| 11. その他 () | |

⇒ 「2. 住みやすくない」と 答えた人に 聞きます。

選んだ 理由は 何ですか。あてはまる もの 3つまで 選んで ○をつけて ください。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 交通が不便 | 2. 買い物が不便 |
| 3. まちが安全でない | 4. 近くに病院がない |
| 5. 働く場所がない | 6. 学校が遠い |
| 7. 家賃が高い | 8. 同じ国の人人がいない |
| 9. まわりの人が冷たい | 10. 自然がない |
| 11. その他 () | |

③ 普段の生活の中 でどのような情報が必要ですか。あてはまるもの3つまで選んで○をつけてください。

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1. 市役所からのお知らせ | 2. 生活のルール（ゴミの出し方など） |
| 3. 医療・病院 | 4. 子育て・教育 |
| 5. 相談できる窓口 | 6. 日本語学習 |
| 7. 仕事 | 8. 税金・年金 |
| 9. 災害などの緊急の情報 | 10. 自分が住んでいる地域の活動 |
| 11. イベント | |
| 12. その他（
） | |

④ 普段使っているSNSは何ですか。あてはまるものぜんぶに○をつけてください。

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. YouTube | 2. Facebook |
| 3. X | 4. LINE |
| 5. WeChat | 6. TikTok |
| 7. その他（
） | |

⑤ SNSのほかに必要な情報をどこから手に入れていますか。あてはまるもの3つまで選んで○をつけてください。

- | | |
|---------------------------|----------------|
| 1. 広報上越（上越市の広報紙） | 2. 市役所で聞く |
| 3. 上越市のホームページ | 4. 新聞・雑誌 |
| 5. 日本語のインターネットで情報をさがす | |
| 6. 自分の国の言葉のインターネットで情報をさがす | |
| 7. テレビ | 8. ラジオ |
| 9. 家族 | 10. 日本人の友人 |
| 11. 日本人以外の友人 | 12. 同じ国のコミュニティ |
| 13. 職場 | |
| 14. その他（
） | |

⑥ 市が設置している外国人相談窓口（市民プラザの上越国際交流協会にある）を知っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

7 普段の生活で困ったことがあった場合、相談する人や相談するところはありますか。あてはまるものぜんぶに○をつけてください。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 職場や学校の日本人 | 2. 職場や学校の外国人 |
| 3. 同じ国の人 | 4. 近所の日本人 |
| 5. 近所の外国人 | 6. 市の外国人相談窓口 |
| 7. その他() | |

8 普段どのような人と交流がありますか。あてはまるものぜんぶに○をつけてください。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 職場や学校の日本人 | 2. 職場や学校の外国人 |
| 3. 同じ国の人 | 4. 近所の日本人 |
| 5. 近所の外国人 | 6. 交流がない |
| 7. その他() | |

9 日本人と交流したいと思しますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|----------|---------------|
| 1. 交流したい | 2. 交流したいと思わない |
| 3. わからない | |

10 地域の活動に参加していますか。あてはまるものぜんぶに○をつけてください。

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 町内会や子ども会の活動 | 2. 子どもの保育園・幼稚園の活動 |
| 3. 子どもの学校の活動 | 4. 市内のボランティア活動 |
| 5. 地域の活動に参加していない | 6. 地域の活動についてよく知らない |
| 7. その他() | |

11 地域でどのような交流をしたいですか。あてはまるものぜんぶに○をつけてください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 地域の人と親しくなりたい | 2. 地域の外国人と親しくなりたい |
| 3. 自分の国の文化を紹介したい | 4. 日本の文化を教えてほしい |
| 5. 地域の行事に参加したい | 6. 趣味のサークルに参加したい |
| 7. 交流したくない | |
| 8. その他() | |

災害が起きたときのことにについて聞きます。
あてはまる番号に○をつけてください。

12 災害が起きたためには準備しているものはありますか。あてはまるものぜんぶに○をつけてください。

1. 避難するときに必要な食べ物や飲み水などを準備している
2. 避難場所を決めている
3. 家族と緊急のときの連絡先を決めている
4. 市からの防災情報を受け取っている
5. 家具などを固定し、倒れないようにしている
6. 防災訓練に参加している
7. 防災についてのパンフレットを持っている
8. 地域住民と日ごろからコミュニケーションを取っている
9. 何もしていない
10. その他()

13 災害が起きたときにどのように情報を手に入れていますか。あてはまるものぜんぶに○をつけてください。

1. インターネットで情報を探す
2. SNSで情報を探す
3. 日本語のメディア(テレビ・ラジオ・新聞)
4. 外国語のメディア(テレビ、ラジオ、新聞)
5. 友人や知人に聞く
6. その他()

14 地震などが起きたときに逃げる場所(避難所)を知っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 知っている
2. 知らない

日本語について聞きます。

あてはまる番号に○をつけてください。※特別永住者の方は回答不要です。

15 あなたはどのくらい日本語ができますか。「聞く」「話す」「書く」「読む」それぞれあてはまるもの1つに○をつけてください。

【聞く】

1. できる
2. だいたいできる
3. すこしできる
4. できない

【話す】

1. できる
2. だいたいできる
3. すこしできる
4. できない

【書く】

1. できる
2. だいたいできる
3. すこしできる
4. できない

【読む】

1. できる
2. だいたいできる
3. すこしできる
4. できない

⇒「3.すこしできる」「4.できない」と答えた人に聞きます。

日本語がわからないときはどうしますか。あてはまるものぜんぶに○をつけてください。

1. 通訳・翻訳アプリを使う
2. 日本語を話せる・読める家族・知人に助けてもらう
3. 自分の国の言葉や英語で話す
4. 上越国際交流協会に通訳を頼む
5. あきらめる
6. その他()

16 あなたは 日本語が わからなくて 困ったことが ありますか。

1. ある

2. ない

⇒ 「1. ある」と 答えた 人に 聞きます。

困ったことは 何ですか。あてはまる もの ぜんぶに ○を つけて ください。

1. 近所の人とのつきあい
3. 買い物
5. 電車やバスに乗るとき
7. 仕事のとき
9. 市役所や学校からの手紙
10. その他 ()

2. 日常生活
4. 市役所の手続き
6. 銀行などの手続き
8. 病気になったとき

17 その他に 困った ことが あれば 自由に 書いて ください。